



野木町

緑の基本計画
II



令和5年3月
野木町

ごあいさつ



私たちのまち野木町は、JR野木駅を中心とした市街地と街なかの生垣、植木、街路樹、郊外の平地林、屋敷林や農地、思川・渡良瀬川の河川、公園などの多種多様な緑が調和した美しいまちです。

本町では、「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を目指しており、その一環として平成15年3月に「野木町緑の基本計画」を策定し、緑に関する様々な施策を展開してまいりました。

しかしながら、計画の策定から時は流れ、人口減少や少子高齢化の進行、地球規模での気候変動や自然災害の頻発など緑を取り巻く社会情勢が変化しております。

緑の役割は、レクリエーション、交流の場・憩いの場の創出や美しい景観形成のみならず、地球温暖化やヒートアイランド対策、生物多様性の確保、防災・減災など非常に多面的ですが、社会情勢の変化により、その役割の重要性がますます高まっております。

そこでこのたび、これまでの計画の基本的な考え方を尊重しつつ、緑の恩恵を十分に享受できる豊かなまちを将来世代に引き継ぐため、令和5年度から10年間を計画期間とする、時代に即した新たな「野木町緑の基本計画」を策定いたしました。

本計画は前計画の将来像「百年の樹 千年の森 づくり」を引き継ぐとともに、「みんなでつなぐ、花緑（はな） いっぱいのまちづくり」を掲げ、町民・活動団体、事業者、行政の「みんな」がそれぞれ、そして協働で取り組むべき施策を示しています。

今後も将来像の実現に向け、皆様と施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見とご提言をいただきました野木町緑の基本計画策定委員の皆様並びにアンケート調査にご協力いただいた皆様、ワークショップに参加いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月

野木町長 真瀬宏子

目 次

第1章	緑の基本計画の基本的事項	1
1	緑の基本計画とは	1
2	計画の位置づけ	3
第2章	野木町の緑の現況と課題	5
1	野木町の概要	5
2	野木町の緑の概要	7
3	町民意向	11
4	前計画の進捗状況	15
5	緑の課題	19
第3章	緑の将来像と目標	20
1	基本理念と将来像	20
2	基本方針	22
3	計画の目標	23
第4章	将来像実現に向けた取り組み	25
1	取り組みの体系	25
2	取り組みの内容	26
3	緑化重点地区と保全配慮地区の設定	37
第5章	計画実現に向けて	38
1	推進体制	38
2	進行管理	39
	資料編	41

第1章

緑の基本計画の基本的事項

第1章

緑の基本計画の基本的事項

第2章

野木町の緑の現状と課題

第3章

緑の将来像と目標

第4章

将来像実現に向けた取り組み

第5章

計画実現に向けて

1 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画」であり、中・長期的な視点に立って、その将来像、目標、施策等を定め、総合的・計画的に実施していくための計画です。

本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）やグリーンインフラ等の新たな動向や野木町の緑を取り巻く状況を踏まえ、目指すべき方向を定め、それを実現していくために必要な取り組みを明らかにしています。これにより、町民・活動団体、事業者、行政の三者が一体となって、野木町ならではの緑のまちづくりに取り組んでいきます。

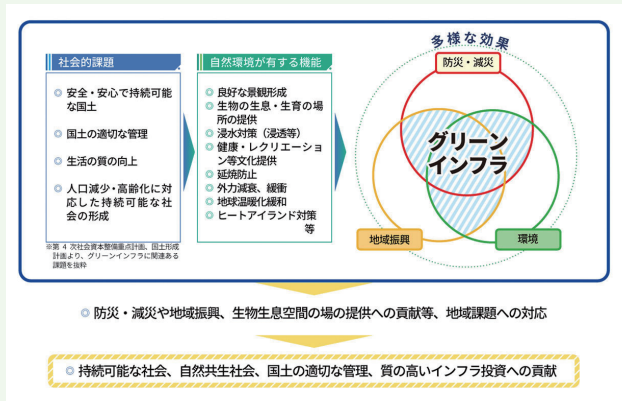
◆ 持続可能な開発目標〈SDGs〉

- ・平成27（2015）年度に国連サミットで採択された国際社会共通の目標。
- ・持続可能な開発の目標として、17ゴール（目標）と169ターゲット（取り組み）から構成され、本計画と関連性の高い目標としては「11・13・15・17」になります。



◆ グリーンインフラ

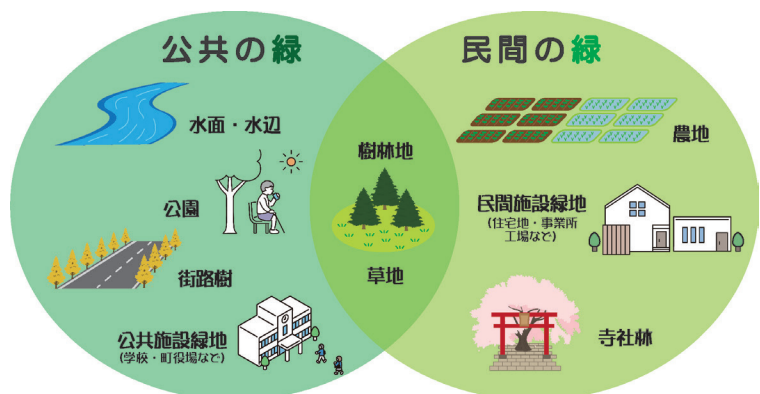
- ・社会資本整備や土地利用等のハード・ソフトの両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。



[出典：グリーンインフラポータルサイト 国土交通省]

(2) 対象とする緑

緑の基本計画では、公園、農地、河川等の水面や水辺、自然地、樹林地、寺社林、学校等の公共公益施設、街路樹、緑化された民有地や工場・事業所の緑等、身近なすべての緑を対象とします。



(3) 緑の機能

緑は、快適で安全な環境の創出や魅力あるまちづくりに貢献し、町民の豊かな暮らしを支える多様な機能を有しています。

〈5つの機能〉

【環境保全機能】

- 光合成によって空気中の二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化を抑制する役割を果たしています。
 - コンクリート等の人工物と比較し、日中温まりにくく、夜間冷えやすい性質を持ち、蒸散作用による気温低減効果もあるため、ヒートアイランド現象の緩和等が期待されます。
- また、汚染物質の吸収・吸着による大気の浄化や騒音の緩和等、人と自然が共生する良好な都市環境の維持に貢献しています。



【レクリエーション機能】

- 公園やスポーツ施設等は、町民の身近な憩いの場や地域交流の場、健康の維持・増進を図る場となり、様々なレクリエーションの機会を提供しています。
- 身近な自然や歴史的文化とのふれあいの場を創り出すとともに、人々に心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにしてくれます。



【防災機能】

- 公園等のオープンスペースは、地震災害等の際、延焼防止空間や避難場所となり、防災面で役立っています。
- 平地林や農地は、雨水を貯留することによって河川に流出する水量を抑制する等の災害防止や環境の調節に優れた効果を発揮し、私たちの生活の安全・安心を支えています。



【景観形成機能】

- 田園は、地域で引き継がれて、人々に懐かしさや安らぎを感じさせる等のふるさとの原風景として愛されています。
- 街路樹や建物周囲の樹木等は、四季折々の多彩な魅力や都市の景観にうるおいを与えてくれます。
- 都市の個性や風格を形づくり、人々の地域への愛着心の向上にも貢献しています。



【生物多様性の確保機能】

- 多様な生物の生息・生育場所となり、自然生態系の機能維持に重要な役割を果たしています。また、公園や河川、街路樹等によりネットワークを形成することで、生物の移動空間が確保されます。
- 生物多様性が保たれることで水や大気の浄化のほか、環境教育の場の提供や地域の愛着醸成に寄与しています。



2 計画の位置づけ

(1) 計画改訂の背景

■社会情勢の変化

- 前計画策定時からの全国的な社会情勢の変化
- 法の改正

平成14（2002）年度に「野木町緑の基本計画」を策定してから20年が経過しようとする中で、全国的な傾向として、人口増加時代から人口減少、少子高齢化時代への転換、人々の価値観やライフスタイルの多様化等、社会情勢が大きく変化してきています。

さらに、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、町民生活にも大きな影響を及ぼしています。

また、世界的規模で進む地球温暖化の解決に向けて、平成28（2016）年にCOP21で採択されたパリ協定を背景に「地球温暖化対策計画」が策定され、令和3（2021）年に改正された「地球温暖化対策推進法」では、令和32（2050）年までの温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

平成29（2017）年に都市緑地法の一部を改正する法律が施行され、民間活力の導入、緑・オープンスペースの整備・保全に関する制度の充実等、緑豊かで魅力あるまちづくりの実現に向けた様々な取り組みが新たに創設されました。

これに伴い、市町村が策定する「緑の基本計画」についても、都市公園の管理の方針や農地の保全を計画に位置付ける等の記載事項が拡充されました。

■本町をとりまく環境の変化

- 前計画策定時からの町内情勢の変化
- 他計画との連携

本町の人口は、平成12（2000）年を境にして、年々減少傾向が続いているほか、野木町人口ビジョンにおいても今後も人口減少が続くことが予測されており、さらなる人口減少や少子高齢化の進行が一層進むことが懸念されています。

本町はこれまで、緑の基本計画において「百年の樹 千年の森 づくり」を将来像に掲げ、計画の目標年次である令和4（2022）年度に向けて、緑の保全や配置、緑化の推進に努めてきました。計画期間の満了と改訂時期を迎えるにあたり、町内の緑を見直し、緑に求められる機能・効果等に合わせた新たな方針・目指すべき将来像と、現在そしてこれからの時代に対応する新たな取り組みの検討が必要となっています。

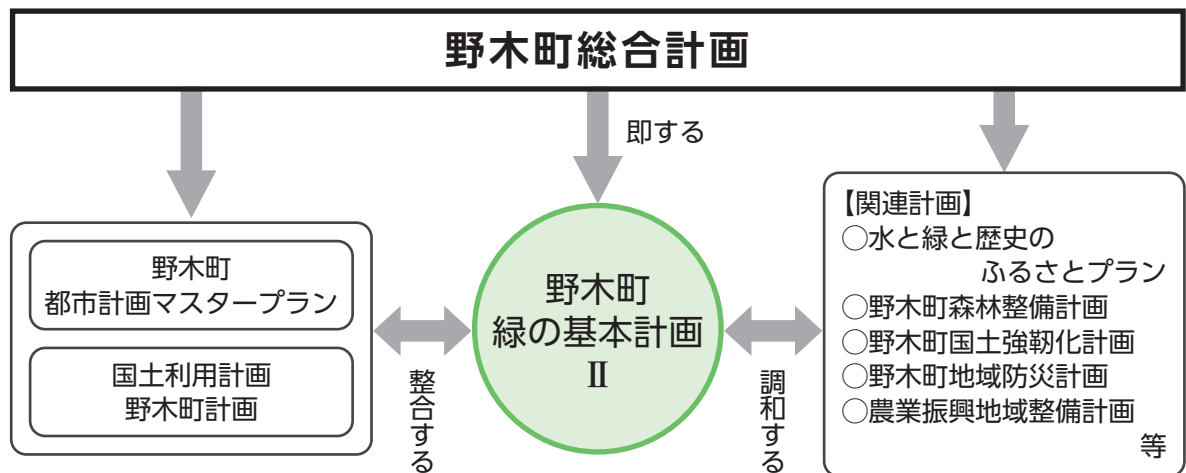
また、町政運営の総合的指針となる「野木町総合計画」及びまちづくりの指針となる「野木町都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図りつつ、これからの本町の発展を見据えた新たな計画の策定が求められています。

(2) 計画期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間を計画期間とします。

(3) 計画の位置づけ

計画の改訂にあたっては、「野木町総合計画」に即すとともに「野木町都市計画マスタープラン」や「国土利用計画 野木町計画」に整合し、関連計画との調和を図りつつ、相乗効果を生み出す有用な計画となるよう策定します。



(4) 計画の策定

本計画は、町民や森林所有者アンケート調査をはじめ、緑のまちづくりワークショップにより町民の意見を把握した上で、学識経験者や各種団体等の代表からなる策定委員会により審議され、策定されました。



[野木町緑の基本計画策定委員会]

第2章

野木町の緑の現況と課題

第1章

緑の基本計画の基本的事項

第2章

野木町の緑の現況と課題

第3章

緑の将来像と目標

第4章

将来像実現に向けた取り組み

第5章

計画実現に向けて

1 野木町の概要

本町の緑に関する現況の整理と緑の課題を把握し、緑の将来像・目標の設定、将来像の実現に向けた取り組みにつなげていきます。

(1) 位置

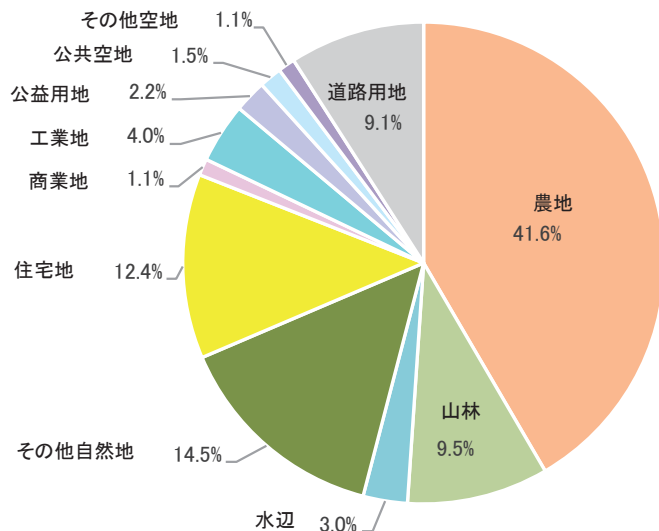
本町は、関東平野のほぼ中央、栃木県の最南端に位置しています。

北及び東側に小山市、西側に栃木市、南側に茨城県古河市が隣接する県境の町となっています。



(2) 土地利用

土地利用は、平成28（2016）年の都市計画基礎調査の結果では、農地、山林、水辺等の自然的土地利用が2,075.4haで町域の68.6%を占めており、住宅地、工業地、商業地等の都市的土地利用は950.6haで31.4%となっています。



出典：平成28（2016）年都市計画基礎調査

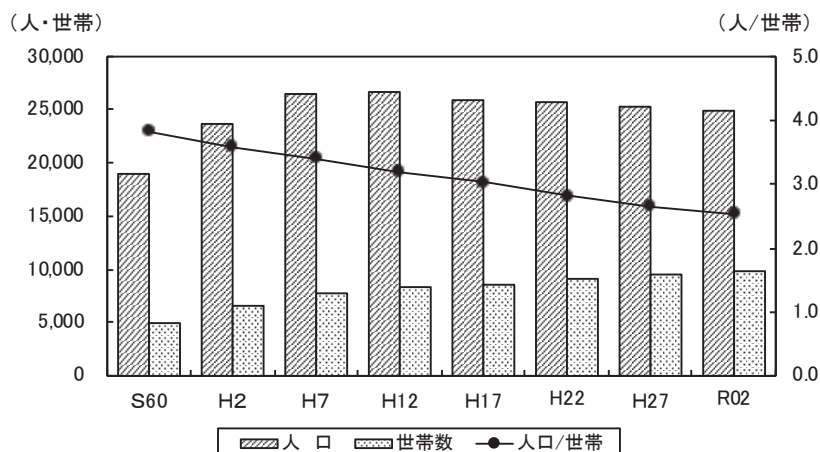
(3) 人口

本町の総人口は平成12(2000)年を境に減少し、令和2(2020)年で総人口は24,913人、総世帯数は9,841世帯となっています。

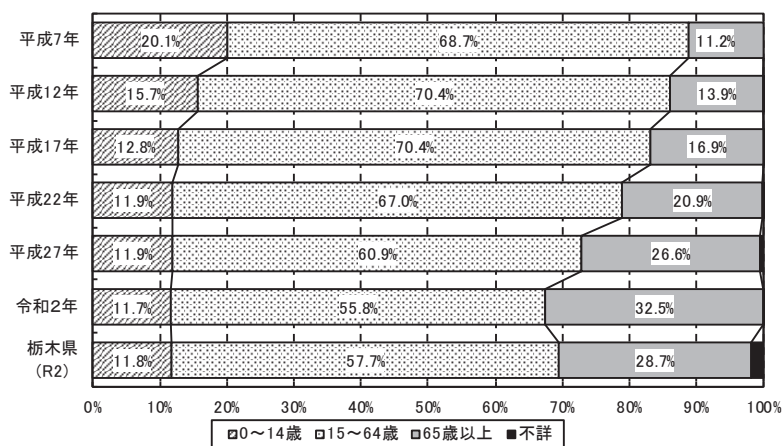
また、人口の減少と世帯数の増加に伴い、1世帯当たりの世帯人員も減少してきており、令和2(2020)年で2.53人/世帯となっています。

年齢3階層別人口構成比では、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少傾向となっている一方で、老年人口(65歳以上)は増加傾向となっています。

また、栃木県平均と比較して、少子高齢化が進行していることがうかがわれます。



出典：国勢調査

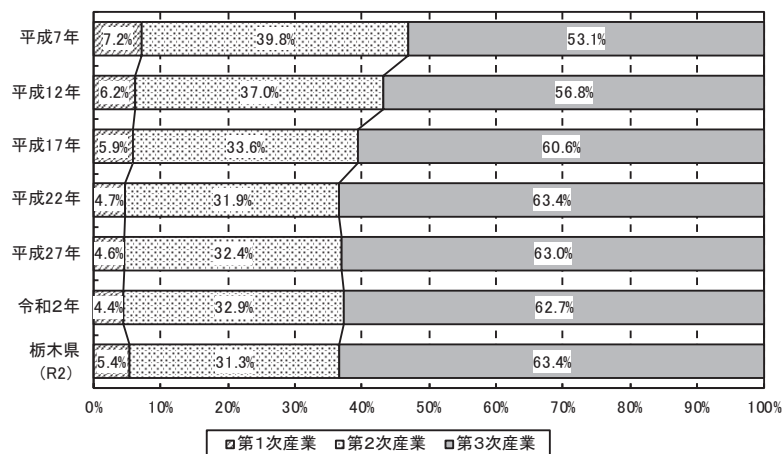


出典：国勢調査

(4) 産業別就業人口

本町の産業別就業人口は、平成12(2000)年を境にして減少傾向にあり、令和2(2020)年の就業者数は11,455人となっています。

また、産業別就業人口構成比では、第1次産業が4.4%、第2次産業が32.9%、第3次産業が62.7%となっており、第1次産業は減少、第2次産業及び第3次産業は近年横ばいとなっています。



出典：国勢調査

2 野木町の緑の概要

(1) 本町を形成する特徴的な緑

本町は、以下のような特徴的な緑を有しています。

連続して広がる平地林

本町東側の潤島・若林や中谷・南赤塚、川田・佐川野では、まとまりのある平地林が連続して広がっており、豊かな自然環境となっているとともに、美しい自然景観が形成されています。

また、町内に点在する歴史ある神社・仏閣の境内林も一団の貴重な緑となっています。



希少生物の生息地となっている水辺空間

町内を流れる思川や渡良瀬川、コウノトリ・フクロウ等が生息する渡良瀬遊水地等の水辺空間とともに、河川敷沿いには、フクロウ等も生息する豊かな緑が広がっています。

また、渡良瀬遊水地に隣接する湿地環境を活かした「のぎ水辺の楽校」が整備され、町民が身近な自然に触れ合える環境となっています。



町民のレクリエーションや憩いの場となっている公園

町内には、公園が令和5（2023）年3月末現在で60箇所整備されており、町民により気軽に利用されています。

また、土地区画整理事業や民間開発等の整備に合わせて、公園の整備も進められてきました。

なお、町内の15公園は災害時における一時避難地にも指定されています。



豊かな田園景観を形成する農地と集落地

JR野木駅を中心とした市街地周辺部では、広大な水田や畑地等の農地と屋敷林等を有する集落地が一体となった豊かな田園環境・景観が形成されています。



主要な道路への街路樹による緑の景観づくり

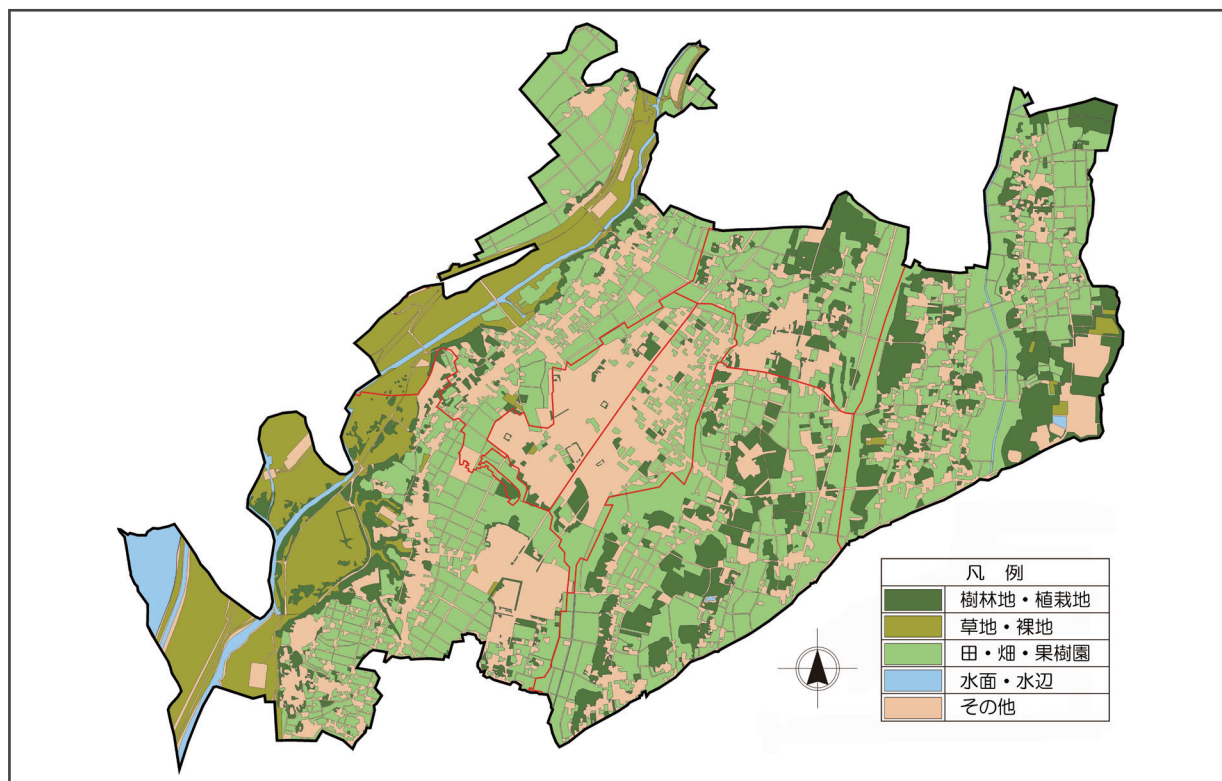
JR野木駅前広場をはじめ、駅前東大通りや駅前西大通り、富士見通り、中央通り、総合運動公園通り等の街路樹や低木・草木等の植栽による緑により、街並み景観が形成されています。



(2) 緑被地

本町を上空及び都市計画基礎調査等から捉え、緑の量を抽出した“緑被”は、緑の現状を量的に示す指標の1つです。

〈前計画緑被図：平成14（2002）年〉



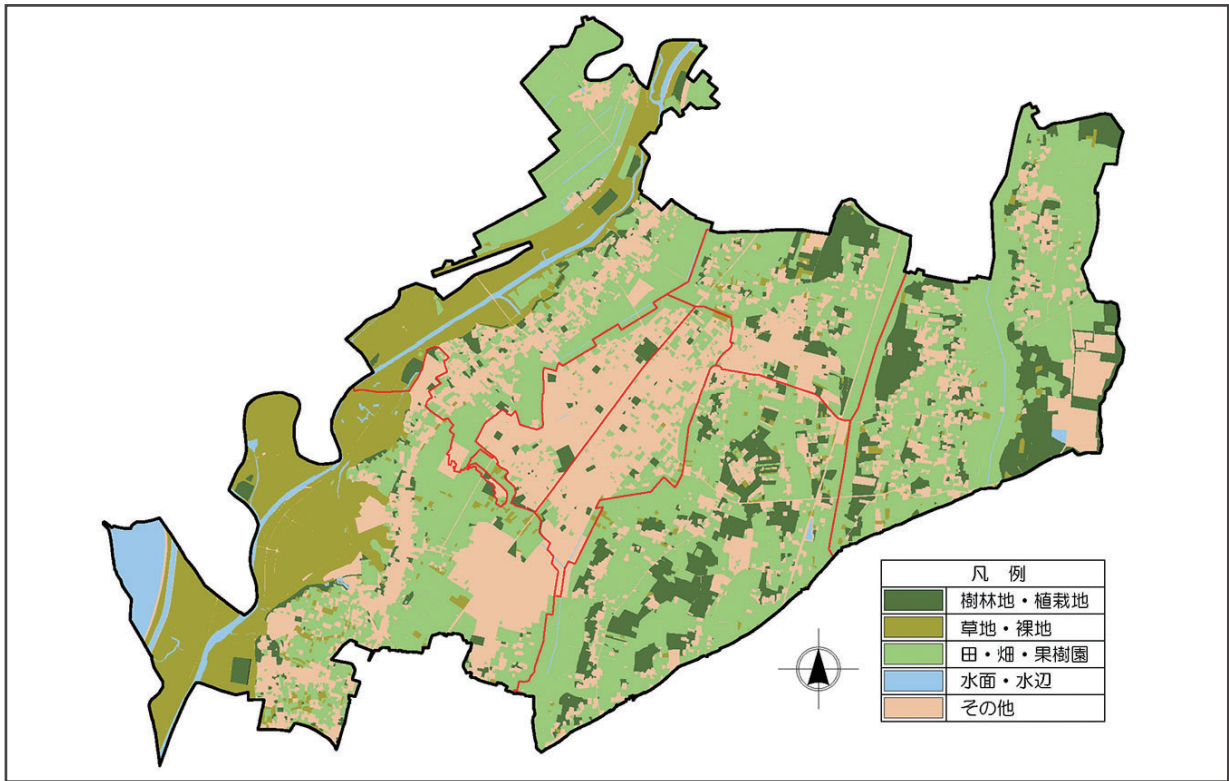
単位：ha

		緑被地 合計	緑被地内訳			
			樹林地・植栽地	田・畑・果樹園	裸地・草地	水面・水辺
町全体	面積	2,314.4	469.0	1,381.6	375.5	88.3
	構成比	76.5%	15.5%	45.7%	12.4%	2.9%
友沼	面積	440.6	31.3	259.7	132.4	17.2
	構成比	78.4%	5.6%	46.2%	23.6%	3.1%
野木・野渡	面積	709.8	57.2	353.9	234.4	64.3
	構成比	90.4%	7.3%	45.1%	29.9%	8.2%
丸林西	面積	24.1	9.1	14.5	0.5	0.0
	構成比	19.0%	7.2%	11.4%	0.4%	0.0%
丸林東	面積	65.6	10.2	55.2	0.0	0.2
	構成比	41.3%	6.4%	34.7%	0.0%	0.1%
潤島・若林	面積	188.8	57.8	131.0	0.0	0.0
	構成比	74.3%	22.8%	51.6%	0.0%	0.0%
中谷・南赤塚	面積	397.9	124.3	272.9	0.0	0.7
	構成比	73.1%	22.8%	50.2%	0.0%	0.1%
川田・佐川野	面積	487.6	179.1	294.4	8.2	5.9
	構成比	82.1%	30.2%	49.6%	1.4%	1.0%

〈計測・作成方法〉

平成9（1997）年撮影の航空写真をもとに、樹林地・植栽地、田・畑・果樹園、裸地・草地、水面・水辺の緑被地と、その他の利用地に区分して作成している。また、航空写真から判断のつきにくい土地利用については、住宅地図を用いて補正している。

〈今回計画緑被図：令和3（2021）年〉



単位：ha

		緑被地 合計	緑被地内訳			
			樹林地・植栽地	田・畑・果樹園	裸地・草地	水面・水辺
町全体	面積	2,095.3	322.9	1,241.9	440.6	89.9
	構成比	69.3%	10.7%	41.0%	14.6%	3.0%
	増減面積	-219.1	-146.1	-139.7	65.1	1.6
友沼	面積	437.3	21.9	249.0	144.7	21.7
	構成比	78.2%	3.9%	44.5%	25.9%	3.9%
	増減面積	-3.3	-9.4	-10.7	12.3	4.5
野木・野渡	面積	556.2	26.6	192.2	272.7	64.7
	構成比	70.6%	3.4%	24.4%	34.6%	8.2%
	増減面積	-153.6	-30.6	-161.7	38.3	0.4
丸林西	面積	23.2	9.2	13.9	0.1	0.0
	構成比	17.0%	6.7%	10.2%	0.1%	0.0%
	増減面積	-0.9	0.1	-0.6	-0.4	0.0
丸林東	面積	37.7	2.9	33.0	1.8	0.0
	構成比	25.8%	2.0%	22.6%	1.2%	0.0%
	増減面積	-27.9	-7.3	-22.2	1.8	-0.2
潤島・若林	面積	170.4	40.7	124.3	5.4	0.0
	構成比	66.8%	16.0%	48.7%	2.1%	0.0%
	増減面積	-18.4	-17.1	-6.7	5.4	0.0
中谷・南赤塚	面積	423.6	104.9	309.7	7.8	1.2
	構成比	77.0%	19.1%	56.3%	1.4%	0.2%
	増減面積	25.7	-19.4	36.8	7.8	0.5
川田・佐川野	面積	446.9	116.7	319.8	8.1	2.3
	構成比	75.6%	19.7%	54.1%	1.4%	0.4%
	増減面積	-40.7	-62.4	25.4	-0.1	-3.6

〈計測・作成方法〉

平成28（2016）年度都市計画基礎調査の土地利用現況図に基づき、土地利用区分から水田、畑・果樹園・採草地、樹林地、河川・水面、原野・牧地、荒地、低湿地、河川敷、公共空気を緑被地とし、それ以外をその他の利用地に区分して作成している。

また、基礎調査後の土地利用の変化は、開発許可書類等を参考にしながら補正している。

〈前計画と今回計画の緑被図の比較結果〉

前計画と今回計画では、計測方法が異なりますが、平成14（2002）年から令和3（2021）年までの20年間で、野木町全体では緑被地は約219ha減少しています。

要因としては、樹林地・植栽地の開発が進んだこと、田・畑・果樹園等の農地が段階的に住宅や店舗、工場等の宅地に転用されたこと等が考えられます。

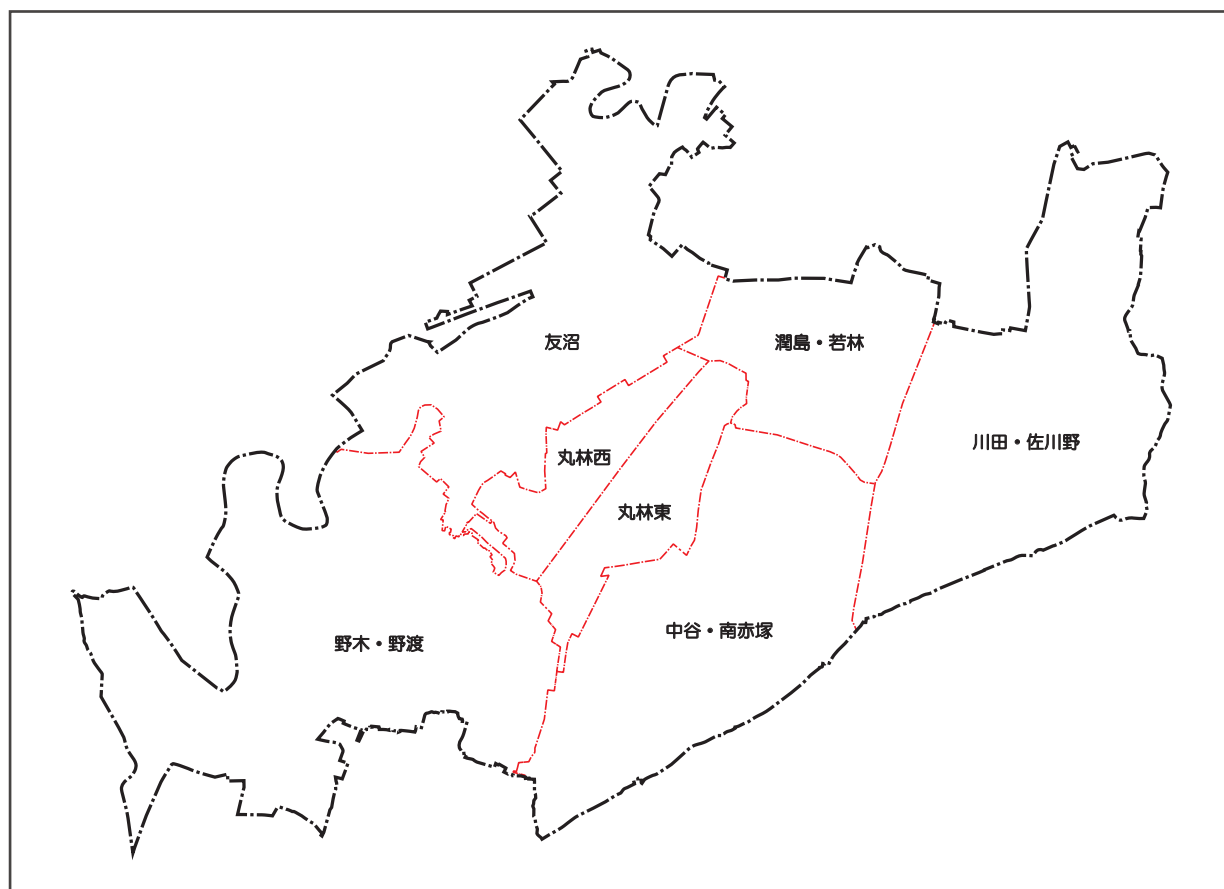
〈緑被地の計測方法について〉

前計画においては、航空写真を基に緑被地を計測し、土地利用上で判断が難しい部分は住宅地図で補正していましたが、今回の計画においては都市計画基礎調査の土地利用現況図のデータを採用して計測しました。

都市計画基礎調査は、5年ごとに全町域を対象区域とした調査が継続的に実施されるとともに、基礎調査実施要綱において、明確に土地利用区分が定められていることから、より詳細に緑被地の変化を経年的に把握することができます。

また、近年の調査はGIS（地理情報システム）を活用し、より細かな単位で座標データから作成・集計され、より正確な値として算出されることから、都市計画基礎調査を基に緑被図を作成することとしました。

〈地区区分図〉



3 町民意向

本町の緑について、町民と協働で維持・保全を行っていくため、町民意向を把握する機会として「町民アンケート調査」「森林所有者アンケート調査」「緑のまちづくりワークショップ」を実施しました。

また、本計画の策定には、学識経験者や各種団体等の代表からなる「策定委員会」を設立し、町民意向の把握・反映に努めました。

(1) アンケート調査

■ 町民アンケート

実施期間：令和3(2021)年6月～7月
 対象：町内在住18歳以上
 標本数：1,000票
 回収数：362票(回収率：36.2%)
 調査方法：郵送による発送・回収

- ・町内の緑の満足度では、いずれの項目とも過半数が「十分満足/ほぼ満足」となっていますが、「平地林の景観・保全」については満足度が低くなっていました。また、「公園(景観)」「街路樹(種類)」「街路樹(景観)」「平地林の景観・保全」で「やや不満/不満」が高くなっています。
- ・公園や道路沿いの樹木等の緑を美しいと感じている人が多い一方で、美しくないと感じている人の割合も高くなっています。また、公園や道路沿いの樹木等の緑が景観的に美しくなってほしいと感じています。
- ・町の緑への期待では、野木町をアピールするような景観づくり、健康づくりや安らぎの場としての期待が高くなっています。
- ・緑の環境づくりに向けては、補助事業や公共事業等の積極的な導入とともに、町民の主体的な参画に対する支援の充実等が求められています。

■ 森林所有者アンケート

実施期間：令和3(2021)年6月～7月
 対象：町内の針葉樹林所有者
 標本数：39票
 回収数：18票(回収率：46.2%)
 調査方法：郵送による発送・回収

- ・森林の管理や手入れについては、「日常的に自分または家族が行っている」「管理や手入れは行っていない」に大きく分かれていました。
- ・近年10年間で手入れを行っていない森林が4割を占めていました。
- ・今後の管理では、町への管理委託の期待が高くなっています。

(2) 緑のまちづくりワークショップ

町民からみた保全、改善すべき緑を把握し、野木町の将来の緑づくりにつなげていくため、各種活動団体や町民からの公募による参加者により、緑のまちづくりワークショップを3回開催しました。

開催概要 日 時：令和3（2021）年10月9日（土）13：30～15：30
会 場：野木町役場新館2階大会議室
参加者：20名

テーマ『野木町の緑について』

- ▶この緑が好き
- ▶景色のよい緑
- ▶街路樹をどう思うか？
- ▶大事にしたい緑
- ▶いまいちだと思う緑
- ▶不足していると思う緑は？

〈ワークショップでの主な意見〉

- ▶この緑が好き
 - ・丸林中央公園の植木
 - ・野木神社の大ケヤキ
 - ・赤塚ふれあい公園の風景
 - ・富士見通りのカツラ並木
 - ・野木二中東側のカツラ並木
 - ・ホフマン館のメタセコイアの木
 - ・のぎ水辺の楽校
 - ・思川の桑の木の並木
- ▶大事にしたい緑
 - ・平地林
 - ・丸林中央公園
 - ・野木神社周辺
 - ・渡良瀬遊水地、思川
 - ・街路樹の緑
 - ・のぎ水辺の楽校
- ▶景観のよい緑
 - ・のぎ水辺の楽校からの景観
 - ・丸林中央公園
 - ・野木工業団地の街路樹
 - ・赤塚ふれあい公園
 - ・煉瓦窯の並木
 - ・思川付近
- ▶いまいちだと思う緑
 - ・丸林中央公園の丘
 - ・中央通りの緑
 - ・工業団地の植栽
 - ・富士見通りの街路樹
- ▶街路樹をどう思うか？
 - ・今後を考えた管理可能な高さ
 - ・富士見通りのカツラ並木が見苦しい
 - ・中央通りの街路樹ががっかり
- ▶不足していると思う緑は？
 - ・木が切られ、雑草が茂っている
 - ・中央通りの低木の植栽



開催概要 日 時：令和3（2021）年11月6日（土）13：30～15：30
 会 場：野木町役場新館2階大会議室
 参加者：17名

テーマ『これからの野木町の緑を話し合おう！』

- ▶ いいところをどう伸ばすか …………… 良いところ
- ▶ ダメなところをどう改善するか …… 改善したいところ
- ▶ 足りないところをどう増やすか …… 増やしたいところ

〈ワークショップでの主な意見〉

	良いところ	改善したいところ	増やしたいところ
公園	○公園内の草取りは業者のみではなく、地域住民数人が作業している。	○丸林中央公園はササが増殖し、サツキが咲かなくなってしまった。	○オーナー制を導入して、植栽に愛着を持つ。
街路樹	○地域の人々の力を集結するように、□コミで落ち葉の片づけをしている。	○自治会に声掛けをして街路樹の根元のますに花を植える。役場主導で花を提供。	○富士見通りの二中東側のカツラの木が枯れているので増殖してほしい。
施設緑地	○個人で所有している庭や草花を開放する。(オープンガーデン)	○きれいな野の花が除草の際にすべて刈られてしまう。残してほしい草花を確認しながら刈ってほしい。	○見事だった役場の桜が何本も枯れている。撤去して新しく植えてほしい。
自然環境・景観	○地主と行政が連携して計画的に下草刈り、間伐を行う。	○放置された平地林の整備。ボランティアを募ったりして守っていききたい。	○平地林に親しみを持ってもらうために自然観察会を行うのも良いのでは。
田園環境・景観	○田んぼにレンゲを植えている所があって、とても良い。そのまま続けてほしい。	○地主から意識改革を。例えば休耕地等は自分ではできないので委託する等。	○農家の方が高齢になり、やりたくても手が回らない。ボランティアの活用はどうか。
その他	○生垣に対する補助制度を検討する。 ①設置に対する補助制度 ②維持管理に対する補助制度	○新築の住宅は庭をコンクリートで固める家が多い。緑地協定を結ぶ。	○子どもたちも参加できるような人を呼び込むイベントを開催し、楽しく緑を管理する。



開催概要 日 時：令和3（2021）年11月20日（土）13：30～15：30
 会 場：野木町役場新館2階大会議室
 参加者：17名

テーマ『 **みんなができる緑づくりについて教えてください！** 』

- ▶行政まかせでない緑づくり、何ができるのか？
- ▶落ち葉などのやっかいものをどうするか？

〈ワークショップでの主な意見〉

	やっかいなもの・こと	どう活かして改善していくか
自然空間	遊水地のアシ	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈り ・自然のPR
	企画やイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・自然観察会の開催 ・参加者間の交流
	外来種の駆除	<ul style="list-style-type: none"> ・回数と動員数の増加 ・広報だけではなく団体間の連携 ・地元事業者の参画
公共的空間	公園の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会との協力 ・丸林中央公園での住民を交えた管理 ・公園整備の目的の明確化 ・公園計画で住民・行政・専門家による協議の場づくり ・丸林中央公園での運営ボランティアの組織化
	公園の落ち葉	<ul style="list-style-type: none"> ・丸林中央公園への落ち葉プールの設置 ・各公園への落ち葉処理用のますの設置
	犬の散歩	<ul style="list-style-type: none"> ・エチケットの徹底
	緑が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の名前をボランティアに付けてもらう ・木のプレートづくり、札づくり
	あじさい公園	<ul style="list-style-type: none"> ・電車が見えるスポットづくり ・リニューアルの検討 ・あじさいの補植
	中央通りの街路樹	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会組織の活用 ・街路樹をなくし、植樹ますを町民で管理する
私的空間	雑草が多い	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈りボランティアを募集 ・広報でPR・周知
	各家庭の緑への関心が低い	<ul style="list-style-type: none"> ・各自で庭や周辺をきれいにする ・花の種を配布する
	落ち葉	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産者と連携した腐葉土づくり
	管理等のイベント化	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンガーデンの登録制度をつくる ・スタンプラリー等を開催し、イベント化する ・意識・認知度を高めるため「我が家のガーデンフォトコンテスト」を行い、一般公開する



4 前計画の進捗状況

前計画（平成14（2002）年度）で定めた「緑地の目標水準」と現況（令和4年（2022）年度）との比較及び施策の取り組み状況について整理します。

（1）緑地の確保目標水準

- 将来市街地の緑地は、公園の整備に伴って増加し、令和4（2022）年では緑の確保量が16.38haとなり、将来市街地面積に対する緑地の割合は基準値から0.2%増加し、3.4%となっています。
- 都市計画区域（町全域）の緑地は、市街化区域も含めた街区公園や運動公園の整備に伴って増加したものの、街路樹、農地、民有林等が減少し、令和4（2022）年では緑の確保量が1,720.82haとなりました。都市計画区域（町全域）面積に対する緑地の割合は基準値から0.3%減少し、56.8%となっています。

〈緑地の確保目標水準〉

	前計画基準値 平成14年 (2002年)	前計画目標値 令和4年 (2022年)	現況値 令和4年 (2022年)
将来市街地面積に対する緑地の割合	14.50ha 3.2%	概ね 20.7ha 4.5%	16.38ha 3.4%
都市計画区域面積に対する緑地の割合	1,728.71ha 57.1%	概ね 1,715.0ha 56.7%	1,720.82ha 56.8%



[のぎ水辺の楽校]



[若の原農村公園の芝桜]

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

- 市街化区域内の人口1人当たりの都市公園等*の整備面積は、公園整備を進めたため、令和4（2022）年においては、基準値から0.80㎡増加し、8.85㎡となっています。
- 都市計画区域内（町全域）の人口1人当たりの都市公園等の整備面積も、令和4（2022）年においては、基準値から3.78㎡増加し、18.72㎡となっています。

〈町民1人当たりの都市公園等の整備面積〉

	前計画基準値 平成14年 (2002年)	前計画目標値 令和4年 (2022年)	現況値 令和4年 (2022年)
市街化区域人口 1人当たりの 都市公園等の整備面積	8.05㎡	概ね 10.6㎡	8.85㎡
都市計画区域人口 1人当たりの 都市公園等の整備面積	14.94㎡	概ね 23.2㎡	18.72㎡

※都市公園等：都市公園は、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）等が都市公園法で規定されておりますが、本町では住区基幹公園の街区公園や近隣公園、都市基幹公園の運動公園が該当します。また、都市公園に該当しない公園やグラウンド、街路樹、駅前広場も含めています。



〔だいてばこひろば〕



〔はくうんの木公園〕

(3) 施策の取り組み状況

前計画では、43の施策が位置付けられ、それに基づき事業を行ってきました。

ここでは、施策の取り組み状況・結果を整理をします。

〈基本方針『まもる』〉

基本施策	主な取り組み内容
1) 代表的な緑資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> 野木神社や友沼八幡神社のケヤキを町の天然記念物に指定しました。 大塚古墳敷地内で伸びた榎木を伐採し、周辺環境の保全に取り組みました。
2) 特徴的な緑の景観保全	<ul style="list-style-type: none"> のぎ水辺の楽校応援倶楽部を中心とした保全利活用を支援してきました。 各種交付金事業を活用しながら、平地林の保全を進めてきました。 田園風景については、多面的機能支払交付金事業や環境保全型直接支払交付金事業を活用しながら一体的な保全を推進してきました。
3) 市街地の緑地保全	<ul style="list-style-type: none"> あじさい公園への季節の花苗の定植を実施しました。 花咲かせ隊等の各種ボランティア団体により、きらり館を中心に駅周辺、公園、街路等の花壇への花苗の定植、維持管理、緑の保全を進めてきました。

〈基本方針『つくる』〉

基本施策	主な取り組み内容
1) 象徴的な緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> 役場敷地内にある花壇に四季の花苗を定植しました。 エニスホールでは町の木であり、施設の名前の由来にもなっているエンジュの植栽をはじめ、定期的な花の栽培、樹木の剪定を行い、施設景観の維持を進めてきました。 図書館では、年間を通して植栽の管理や前庭の管理、落ち葉清掃等、緑化推進に取り組みました。また、前庭の除草や芝刈り、敷地内及び敷地周辺の落ち葉清掃については、図書館ボランティアの方々にもご協力いただき取り組みました。 子ども達が安全で楽しめる自然体験の場、学習の場としてのぎ水辺の楽校を整備しました。 のぎ水辺の楽校外来種除去活動を毎年度3回実施しました。
2) 連続的な緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> 申請者に草花を現物支給し、植樹ます等に植栽を行っていただきました。
3) 身近な緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> とどろき公園、ブルーミング中央公園、新橋西公園、だいてばこひろば、はくうんの木公園等の整備をしました。 野木町うるおいのあるまちづくり条例や、地区計画、工場立地法の適用により緑化及び保全を行いました。 各小学校で緑の少年団を結成し、助成を受け、花壇作り等の緑いっばいの環境づくりに活用しました。

〈基本方針『いかす』〉

基本施策	主な取り組み内容
1) 代表的な緑資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内として令和元（2019）年度にポタリングマップ*を作成しました。 ・ホフマン館のメタセコイア並木の新緑や紅葉のほか、バラやあじさい等の情報発信に努めました。
2) 特徴的な緑の景観活用	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23（2011）年2月「とちぎのふるさと田園風景百景」に夏のひまわりが選定されました。
3) 既存の緑資源の再整備	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に応じ、町内の開花状況や紅葉の様子等を広報紙及び町ホームページに随時掲載を行いました。 ・平成10年度に赤塚自然の森を整備後、森林ボランティアグループの協力を仰ぎながら、平地林の緑を周辺住民が享受できるようにしました。

〈基本方針『はぐくむ』〉

基本施策	主な取り組み内容
1) 意識啓発と参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館サポートボランティアと公民館の協働で豊かな自然と農業を親子で体験し、地産野菜を味わい、田舎の面白さや楽しさを感じ得る体験講座を開催しました。 ・のぎ水辺の楽校応援倶楽部主催で、のぎ水辺の楽校でフォークソングコンサートやオカリナ演奏、ほたる観賞会を開催しました。 ・産業祭で苗木の配布を行いました。 ・毎年度、ひまわりの種の無料配布を実施してきました。
2) 緑の活動団体育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ホフマン館敷地内の花壇等をボランティアの方々にご協力をいただきながら整備を進めました。 ・公民館とボランティア団体、フラワーサークルとの協働でのガーデニング講座を開催しました。またホフマン館において、ガーデニング講座を平成30（2018）年から令和2（2020）年の間に年3～5回実施し、緑の普及に努めました。 ・赤塚自然の森は、森林ボランティアグループの活動により維持管理されてきました。
3) 緑の定期健診	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に一度の都市計画基礎調査により、山林、農地を含めた土地利用現況を調査しました。 ・本計画の改訂に向けた検証を行いました。 ・渡良瀬遊水地内において植物観察会を概ね年3回、野鳥観察会を概ね年2回実施しました。 ・のぎ水辺の楽校応援倶楽部が小学校に出向き、ホタルの幼虫を育ててもらう活動を行ったり、自然観察教室を開催しました。

*ポタリングマップ：距離や速度を気にせず、自転車でゆったり土地を見て歩く散歩感覚のサイクリングマップ。

5 緑の課題

近年の本町の緑の状況や町民意向調査結果等を踏まえ、緑づくりの課題を整理します。

1 緑の維持・保全・創出

新たな宅地開発や太陽光パネルの設置等により、本町の貴重な緑である平地林等の減少が依然進行しています。本町の特徴的な緑やふるさとの風景を次世代に引き継いでいくため、今後とも平地林等の緑の維持やより良い状態での保全を図るとともに、民有地をはじめとする身近な緑づくりに町民と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

2 既存公園の充実と適正な維持管理

町民アンケート調査では、公園について、子どもから高齢者までのだれもが遊び、憩える機能、健康増進やトレーニング機能、休憩しやすいベンチの設置等の環境づくりが求められています。また、除草、害虫対策、清掃等の管理や、防犯や安全性への配慮が行き届いた公園も期待されています。

公園は貴重な緑空間でもあることから、遊具等の老朽化への対応とあわせ、質の高い緑空間としての維持管理を進めていく必要があります。

3 緑豊かな野木町をアピールする景観づくり

町民アンケート調査では、今後景観的に美しくなればよいと思うものとして、沿道や公園の樹木があげられています。

これら公共空間は、町民だけでなく野木町を訪れる人も利用する印象深い景観要素であることから、引き続き適切な維持管理を行い、安らぎを与え、親しみやすい緑づくりを進めていく必要があります。

4 緑の啓発活動の充実

町は町民や事業者に対し、緑空間の必要性や重要性を伝えることで、緑を守り育てる意識を一人ひとりに普及させる必要があります。

緑は町の財産であり、みんなで緑を守るという意識を醸成するために、緑に直接触れる機会の充実を図ることが必要です。

5 町民の手による緑化活動の推進

公園、街路樹の維持管理や身近な緑づくり等を行政だけでなく、町民・事業者が主体となった緑化活動や緑化団体を育成していく必要があります。

しかし、町民アンケート調査において、「取り組むための必要な情報が得られない」、「同じ関心を持った人たちと出会う機会がない」、「どこに相談すればよいかわからない」といった回答が多い結果となりました。

そのため、関心をもった町民・事業者が、気軽に活動等に参加できるようなきっかけをつくる必要があります。

第3章

緑の将来像と目標

1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

前計画策定以降の町を取り巻く状況の変化や緑の現況、課題等を踏まえながら、前計画の基本理念を継承しつつ、これからの新しい野木町の緑づくりを進めます。

■ うるおいのある緑づくり

本町では、1960年代以降、土地区画整理事業や宅地開発による基盤整備により、平地林や田園風景と調和した、うるおいのある住みやすい町が形成されてきました。

将来においても、第8次野木町総合計画の将来像である「水と緑と人の和でうるおいのあるまち」を実現するために、町を構成する大きな要素である緑について、質の高い保全に努めることはもとより、町民が緑の魅力を身近に感じ、触れ合える空間をつくる等の緑の持つ機能を最大限に利用することで、豊かな生活・都市基盤の形成につなげていきます。

また、多様な緑の恵みを現在の町民や様々な動植物が享受するだけでなく、将来の生命へと継承していきます。

■ 花いっぱい、水と緑のまちづくり

本町では、公園や公共施設、駅前広場、街路樹等の管理や花壇の手入れをはじめ、各種ボランティア団体等の活動に支えられた花いっぱい運動が展開され、町全体がうるおいのある緑で満ちあふれています。

今後も、思川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地等に代表される水辺、農地や平地林等の自然環境が、駅を中心とする市街地とうまく調和した、花・木・緑いっぱいのまちづくりを進めていきます。

(2) 将来像

将来像についても前計画を継承しつつ、新しい時代の緑のまちづくりに取り組んでいきます。

百年の樹 千年の森 づくり

～みんなでつなぐ、花^{はな}緑^ないっぱいのまちづくり～

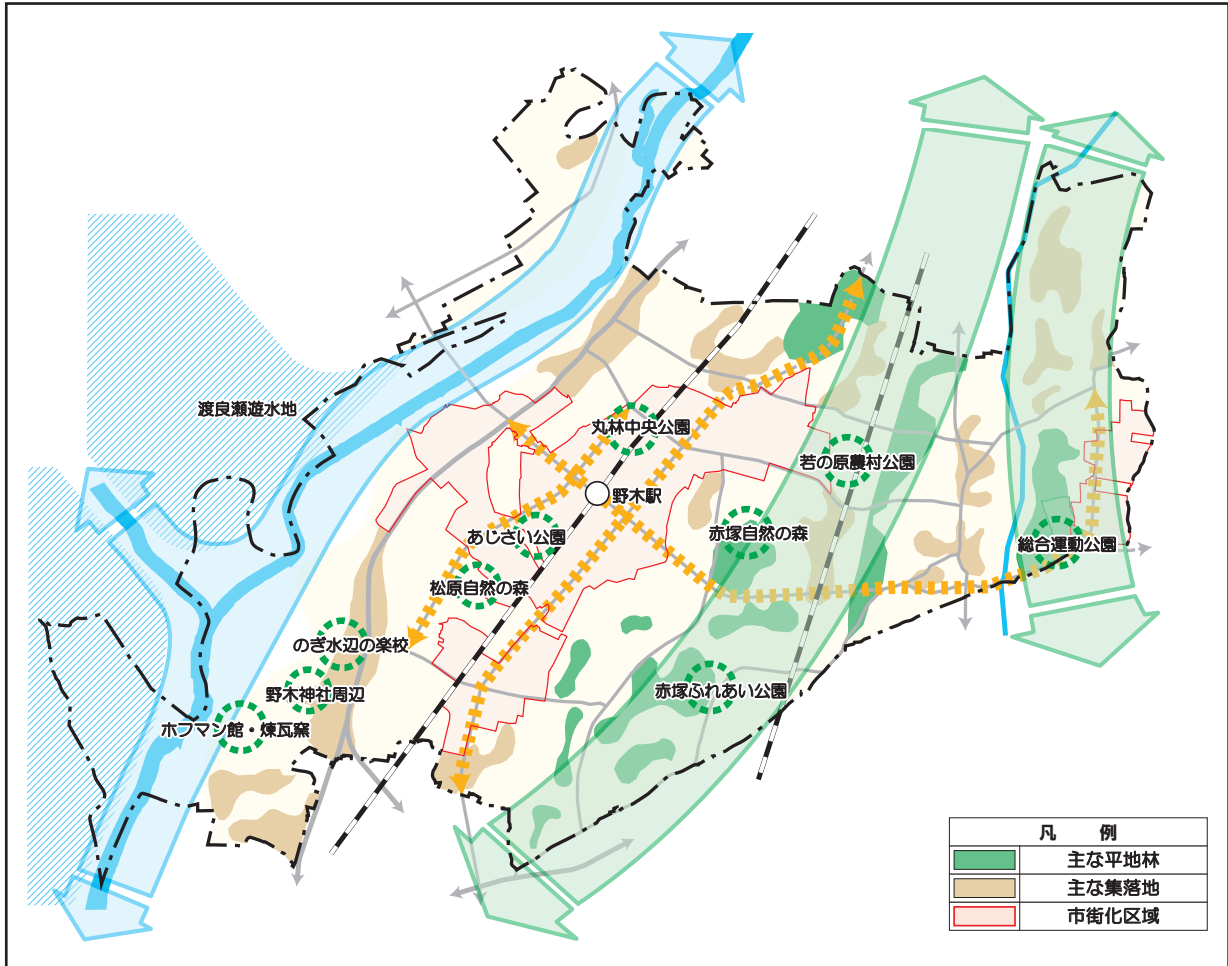
100年を生きる木々、いまそこにある花や緑、
「野」と「木」の町にふさわしい、緑があふれ、誇れるまちづくりを、
みんなで手を取り合い、守り、創り、次世代につなげていきます。

※花・木・緑が一体となった緑の環境を「花^{はな}緑^な」として表しています。

(3) 緑の将来構造

野木町の緑の維持・保全を図りながら、緑の将来像を実現するため、緑の現況等を踏まえ、骨格的な緑の軸、水の軸、緑の幹線道路軸、緑の拠点から構成される緑の将来構造を設定します。

〈緑の将来構造図〉



凡 例	
骨格的な緑の軸 ←→	まとまりのある平地林と屋敷林等を有する集落地等が連続する緑空間を骨格的な緑の軸として位置づけます。
水の軸 ←→	思川や渡良瀬川等の河川を水の軸として位置づけ、渡良瀬遊水地とともに、水辺環境を保全します。
緑の幹線道路軸 ←→	主要な幹線道路（駅前東大通り、駅前西大通り、中央通り、富士見通り、総合運動公園通り）を緑の幹線道路軸として位置づけ、沿道の緑化と適正な維持管理を進めます。
緑の拠点 ○	主要な公園（総合運動公園、赤塚ふれあい公園、若の原農村公園、丸林中央公園、あじさい公園）や、まとまりのある緑（赤塚自然の森、松原自然の森、のぎ水辺の楽校、野木神社周辺、ホフマン館・煉瓦窯）を緑の拠点として位置づけ、緑の保全・活用とともに適正な維持管理を進めます。

第1章 緑の基本計画の基本的事項
第2章 野木町の緑の現状と課題
第3章 緑の将来像と目標
第4章 将来像表現に向けた取り組み
第5章 計画実現に向けて

2 基本方針

本計画の将来像「百年の樹 千年の森 づくり」を実現するための4つの基本方針を定め、緑のまちづくりを推進します。

この方針に基づき、緑の自然環境の持つ多様な機能を活用したグリーンインフラ^{*}の展開を進め、持続可能な魅力あるまちづくりを目指します。

基本方針1 「まもる」…今ある緑の保全

本町に広がる貴重な自然環境や豊かな緑資源を将来にわたって継承していくため、計画的に緑の保全を図ります。

公園や水辺空間の維持管理とともに、緑環境を構成する各種資源を保全します。

基本方針2 「つくる」…緑の空間づくり

既存公園の再整備や新たな公園づくりの検討とともに、緑豊かな空間を創造するため、町内施設の緑化を図ります。

新たな緑を補うとともに、花や木々、生物等の多様性に配慮した緑づくりを進めます。

基本方針3 「いかす」…緑資源の活用

今ある緑を活かした緑の活用を図ります。

緑の持つ機能を活かしていくことで、緑を豊かな暮らしに必要な都市基盤として活用していきます。

基本方針4 「はぐくむ」…緑に対する想いを育む

町民の緑に対する想いを育み、緑を守り育てる取り組みを進めます。

緑に関わる人材や団体を育成していくとともに、町民をはじめとして、野木町に関わるだれもが緑づくりに携われる環境づくりを進めます。

^{*}グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするもの。

3 計画の目標

緑の将来像「百年の樹 千年の森 づくり」の実現に向け、「まもる・今ある緑の保全」「つくる・緑の空間づくり」「いかす・緑資源の活用」「はぐくむ・緑に対する想いを育む」の基本方針を踏まえ、以下の3つの目標を設定します。

目標1 緑地の確保目標水準

現存する緑地の維持・保全に努めながら、公園等の新たな緑の整備を進め、緑地の割合を高めることを目標とします。

なお、将来の市街地及び都市計画区域面積は、令和4（2022）年時点の面積を維持しているものとして目標値を設定します。

	平成14年 (2002年) 〈計画策定時〉	令和4年 (2022年) 〈現 況〉	令和14年 (2032年) 〈目標年次〉
将来市街地面積に 対する緑地の割合	14.50ha 3.2%	16.38ha 3.4%	16.99ha 3.5%
都市計画区域面積に 対する緑地の割合	1,728.71ha 57.1%	1,720.82ha 56.8%	1,722.41ha 56.9%

目標2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

既存の都市公園等の維持・保全とともに、新たな公園等の整備を進め、1人当たりの整備面積を高めることを目標とします。

都市計画区域の将来人口は、野木町人口ビジョン・第2期総合戦略での将来展望の人口から令和14（2032）年を24,935人と想定するほか、市街化区域人口は、国勢調査から市街化区域人口比率*を算出・推計し、令和14（2032）年における市街化区域人口比率を推計結果から74.5%として1人当たりの整備面積を設定します。

	平成14年 (2002年) 〈計画策定時〉	令和4年 (2022年) 〈現 況〉	令和14年 (2032年) 〈目標年次〉
市街化区域人口 1人当たりの 都市公園等の整備面積	8.05㎡	8.85㎡	8.98㎡
都市計画区域人口 1人当たりの 都市公園等の整備面積	14.94㎡	18.72㎡	19.58㎡

※市街化区域人口比率：国勢調査の平成22年、27年、令和2年の各年の市街化区域及び都市計画区域の人口データより、都市計画区域人口に対する市街化区域人口を除いた比率。

目標3 野木町の緑に対する満足度

本計画の策定時に実施した町民アンケート調査における町内の緑に対する満足度（「十分満足」「ほぼ満足」と回答した人）の割合を目標とします。

- 公園の緑については、適切な維持管理により、安全性に配慮しつつ、見た目にも緑を楽しむような安らぎの場を提供することで67.0%まで高めます。
- 街路樹の緑については、「野木町街路樹等管理ガイドライン」に基づき、街並みと調和のとれた樹形の維持、住民参加による地域と連携した樹木の更新、シンボル並木の育成により野木町をアピールする景観を醸成することで67.0%まで高めます。
- 平地林の景観・保全については、元気な森づくり事業や森林環境譲与税を活用し、景観保全をすることはもとより、平地林と触れ合うイベント開催を通して、平地林に親しみを抱いてもらうことで50.0%まで高めます。

	平成14年 (2002年) 〈計画策定時〉	令和4年 (2022年) 〈現 況〉	令和14年 (2032年) 〈目標年次〉
町内の公園の緑についての満足度	—	61.9%	67.0%
町内の街路樹の緑についての満足度	—	53.2%	67.0%
町内の平地林の景観・保全についての満足度	—	44.8%	50.0%



[丸林中央公園]

第4章

将来像実現に向けた取り組み

1 取り組みの体系

緑の将来像の実現に向け、以下の取り組み（施策）を実施していきます。

〈施策体系〉

将来像	基本方針	基本施策	個別施策
百年の樹 千年の森づくり ～みんなでつなぐ、花緑いっぱいこのまちづくり～	基本方針1 「まもる」 今ある緑の 保全	基本施策1-1 緑の保全と 質の向上	①平地林の保全 ②水辺空間の保全 ③農地の保全 ④歴史的・文化的な緑の保全 ⑤快適で安全・安心な公園施設の維持管理 ⑥街路樹の維持管理 ⑦公共公益施設の緑の維持管理
	基本方針2 「つくる」 緑の空間 づくり	基本施策2-1 新たな 緑づくり	①町民に親しまれる公園の整備 ②民間活力導入による公園の整備 ③生物多様性に配慮した新たな拠点づくり ④グリーンインフラの整備 ⑤植樹ます、公園、公共公益施設への花いっぱい運動
	基本方針3 「いかす」 緑資源の活用	基本施策2-2 身近な 緑づくり	①店舗、事務所等の敷地内緑化の推進 ②工場、事業所の緑化の推進 ③住宅地の緑化の推進
	基本方針4 「はぐくむ」 緑に対する 想いを育む	基本施策3-1 利用の促進	①観交活用の推進 ②農地の活用 ③平地林の活用 ④農業用水路の活用 ⑤水と緑のネットワークの強化 ⑥緑の循環システムの構築
		基本施策4-1 参加意識 の啓発	①緑と関わる講座・学習機会・イベントの拡充 ②緑に関わる情報発信 ③補助金等の拡充
		基本施策4-2 まちづくり を支える 体制づくり	①活動団体の育成支援 ②子どもたちへの教育・学習の推進 ③官民連携による維持管理体制の整備

第1章

緑の基本計画の基本的事項

第2章

野木町の緑の現状と課題

第3章

緑の将来像と目標

第4章

将来像実現に向けた取り組み

第5章

計画実現に向けて

2 取り組みの内容

基本方針に基づき、「まもる」「つくる」「いかす」「はぐくむ」の具体的施策に取り組んでいきます。

■基本方針1 「まもる」

〈基本施策1-1 緑の保全と質の向上〉

【個別施策① 平地林の保全】 重点

本町の特徴的な風景であり、グリーンインフラとしての機能も有する平地林においては、近年、太陽光発電施設の設置や開発行為に伴う伐採が進み、まとまりのある一団の緑が失われつつあります。また、管理がされていない平地林やごみの不法投棄等による景観の悪化が問題となっています。

そのため、平地林の保全を本計画の重点施策に位置付け、見る者にやすらぎを与える平地林を未来に残すべく、森林所有者の意向を把握しながら、国・県等の森林環境譲与税^{*}や元気な森づくり事業^{**}等の制度を活用し、保全を図ります。



[赤塚自然の森]



[平地林観察会]

《主な取り組み》

- 森林法で定める地域森林計画対象民有林の指定を継続し、森林整備計画に基づいた保全を図ります。
- 森林環境譲与税を活用し、道路に面した民有林の危険木や枯れ木の伐採、平地林の保全整備を行い、里山林の機能向上を図ります。
- 平地林整備ボランティアの育成のために、平地林管理保全方法の講習会の開催を図ります。
- 平地林の整備について、地権者への啓発を図ります。
- 平地林に親しみを持ってもらうため、自然観察会等の開催を図ります。

^{*}森林環境譲与税：森林整備に対応するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元（2019）年度から譲与が開始された。

^{**}元気な森づくり事業：大切な森林を県民全体の理解と協力の下で守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくため、平成20（2008）年4月から「とちぎ元気な森づくり県民税」として導入された制度。

【個別施策② 水辺空間の保全】

思川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地等の水辺は、コウノトリやフクロウといった多様な生物の生息・生育の空間としてだけでなく、町民の憩いの場としても重要な役割を担い、眺めのよい自然景観を有しています。

また、河川区域内に整備された「のぎ水辺の楽校」は湿地環境の現状を基盤に河川区域内の環境との調和を考慮しつつ、子どもたちが安全で楽しめる自然体験の場・学習の場として親しまれており、今後も適切な維持管理を進めます。



[外来種除去活動(のぎ水辺の楽校)]

《主な取り組み》

- のぎ水辺の楽校内の外来種除去活動を継続的に実施します。
- 河川愛護活動を継続的に実施します。
- のぎ水辺の楽校のボランティア団体による保全利活用を支援します。
- 渡良瀬遊水地内における植物観察会や野鳥観察会等を開催し、水辺空間の保全啓発を図ります。
- 生物多様性に配慮したグリーンインフラとしての機能を守ります。

【個別施策③ 農地の保全】

休耕地や荒廃農地の増加とともに、雑草等の管理がされていない畑地が見受けられることから、本町の田園環境・景観を形成する重要な要素である優良な農地を多面的機能支払交付金事業^{*}等を活用しながら保全します。



[田園風景]

《主な取り組み》

- 多面的機能支払交付金事業や環境保全型農業直接支払交付金事業^{*}を活用し、農地の適切な保全を推進します。
- 農地パトロールや農地の集積集約化により農地を維持します。

【個別施策④ 歴史的・文化的な緑の保全】

本町の歴史的な緑である名木や、町の天然記念物に指定された樹木を継続して保全していきます。

また、歴史的資源でもある野木町煉瓦窯をはじめ、神社・仏閣の周囲に広がるまとまりある緑についても、歴史資源と一体的に保全を図ります。

《主な取り組み》

- 名木リフレッシュ事業による名木の保存を推進します。
- 町指定天然記念物の保存・伝承に努めます。



[野木神社の大イチョウ]

^{*}多面的機能支払交付金事業：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対して支援を行う制度。

^{*}環境保全型農業直接支払交付金事業：農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う制度。

【個別施策⑤ 快適で安全・安心な公園施設の維持管理】

公園については、定期的な樹木の剪定や草刈り、病虫害駆除等を行い、良好な景観形成に努めるとともに、人の目が届きやすくする等の安全・安心で快適に利用できる空間づくりを進めます。

また、遊具やベンチ等の公園施設の点検・修繕を定期的実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、施設や緑の効率的・計画的な維持管理を進めます。

《主な取り組み》

- 民間団体と協力しながら、公園施設長寿命化計画に基づき、今後も適正な維持管理に努めます。
- 定期的な遊具・公園施設の点検を継続していきます。
- 協働による公園の維持管理を推進します。
- 老朽化した遊具・公園施設の更新については、ユニバーサルデザイン[※]に配慮した整備を進めます。

【個別施策⑥ 街路樹の維持管理】

街路樹は、JR野木駅からの駅前東・西大通りや、富士見通り等に植栽されており、緑の幹線道路軸として街並み景観をつくる重要な役割を担っています。しかし、高木化や季節ごとの落ち葉等は、町民生活に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

今後は、沿線や地域にふさわしい樹種の選定、調和のある管理方法等について、町民との協働管理も検討し、「野木町街路樹等管理ガイドライン」に基づき、維持管理に努めます。

《主な取り組み》

- 野木町街路樹等管理ガイドラインに基づき、維持管理を進めます。

【個別施策⑦ 公共公益施設の緑の維持管理】

公共公益施設は、町の代表的な顔であり、量だけでなく質の面でも緑のまちづくりのイメージリーダーになる必要があります。このため、継続的な維持管理を行いながら、公共公益施設を訪れる人に四季折々のうるおいや安らぎを与える拠点づくりを推進します。



[花咲かせ隊による花壇の手入れ]

《主な取り組み》

- ボランティアによる駅前広場、公民館、図書館等の花壇の手入れ等への支援を継続します。
- 継続的な維持管理を推進します。

[※]ユニバーサルデザイン：障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。

■基本方針2 「つくる」

〈基本施策 2-1 新たな緑づくり〉

【個別施策① 町民に親しまれる公園の整備】

本町には、中心市街地の街区公園から、郊外の自然環境に恵まれた公園までが整備されていますが、一部緑環境が不足している地域もあるため、町民に親しまれる新たな公園の整備も求められています。

また、公園のリニューアルにあたっては、ライフスタイルの多様性に対応できる施設の設置を検討する等の公園の魅力向上に取り組んでいきます。

計画づくりにおいては、ワークショップや利用者アンケート等の様々な手法を活用して、意見を把握しながら、町民との協働による公園づくりを進めます。



[赤塚ふれあい公園]



[丸林中央公園]

《主な取り組み》

- 緑環境が不足している地域への新たな公園の整備を進めます。
- 町民との協働の公園づくりを進めます。
- 様々な人が安全・安心に公園を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した公園づくりを進めます。

【個別施策② 民間活力導入による公園の整備】

公園の質や利用者サービスの向上を図るため、Park-PFI*制度を活用した事業を展開し、公園利用者の満足度を高めるように努めます。

さらに、ネーミングライツ*制度等を導入し、事業者のPR効果と町財政負担の軽減を図ります。

《主な取り組み》

- 町内の公園への民間活力の導入を検討し、公園サービスの向上を図ります。
- ネーミングライツ制度等の導入を進めます。

*Park-PFI：都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法。

*ネーミングライツ：町が所有する施設に法人名や商品名等を冠した愛称を付与できる権利を与え、この権利を取得した法人等は其对価となる金額を支払う制度。

【個別施策③ 生物多様性に配慮した新たな拠点づくり】

減少する緑環境を補完し、生物多様性に配慮した新たな拠点を整備することで、町民の憩いの場の創出や自然学習の場の提供を図ります。

《主な取り組み》

- 生物多様性の確保・向上につながる拠点の整備に取り組みます。



【のぎ水辺の楽校】

【個別施策④ グリーンインフラの整備】

公園、公共施設の花壇や道路の植樹ますが有する雨水浸透機能を向上させる等の自然環境が有する機能を活かしたグリーンインフラの整備を検討します。

《主な取り組み》

- 公共空間の緑地が有する雨水浸透機能を向上させる等のグリーンインフラの整備を検討します。

【個別施策⑤ 植樹ます、公園、公共公益施設への花いっぱい運動】

現在も街路樹・植樹ますや公園、公共公益施設に四季折々の草花を植栽することで、施設利用者の目を楽しませています。

今後は、街路樹・植樹ますのオーナー制の導入等により植栽した花木等に愛着を持ってもらう仕組みづくりを進めます。

また、役場、公民館、図書館、エニスホール、ホフマン館、きらり館等の公共公益施設においては、緑に関わる様々な活動団体と連携しながら、花いっぱい運動を推進します。



【ホフマンクラブによる植栽】

《主な取り組み》

- 官民協働での街路樹のますや公園に花を植える活動を推進します。
- 街路樹・植樹ますへのオーナー制度の導入を進めます。
- 草花の支給による公共用地緑化推進事業を推進します。
- ボランティアによる公共公益施設等への花いっぱい運動を推進します。

〈基本施策2-2 身近な緑づくり〉

【個別施策① 店舗、事務所等の敷地内緑化の推進】

本町は平成5（1993）年から「野木町うるおいのあるまちづくり条例」により、店舗や事務所等の建築用途への植栽を義務付け、敷地内の人の目に触れる箇所への植栽を進めています。

引き続き、身近な風景づくりに配慮したうるおいのあるまちづくりを推進します。

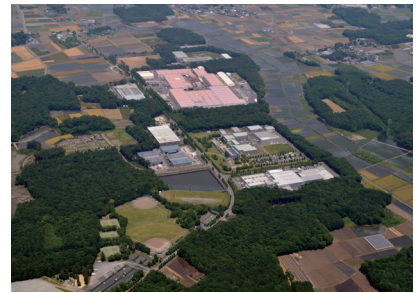
《主な取り組み》

- 条例による植栽整備を引き続き推進し、緑づくりを進めます。

【個別施策② 工場、事業所の緑化の推進】

工場、事業所においては、工場立地法等により植栽された樹木について、事業者との連携を図りながら、剪定や伐採等により適正な維持管理を進め、まとまりのある緑として確保していきます。

また、町の緑づくりの想いを理解して頂きながら、施設の壁面緑化や屋上緑化等を通して、さらなる緑地確保による緑のまちづくりへの協力を促進します。



[野木東工業団地]

《主な取り組み》

- 事業者等のまちづくり活動への参画を促進します。
- 工場、事業所の緑化の適正な管理を促進します。
- 地区計画の運用の中で樹林地の保全を図ります。

【個別施策③ 住宅地の緑化の推進】

住宅地においては、緑地の保全や緑化等を定めた緑地協定の締結や地区計画制度の活用等を促進し、緑豊かな居住環境の形成を図ります。

また、住宅地内の植栽への補助制度の検討をはじめ、町民が緑づくりに参画できる仕組みづくりを進めます。



[ブルーミングガーデン]

《主な取り組み》

- 緑地協定や地区計画による緑豊かな街並みづくりを促進します。
- 住宅敷地内への緑化や緑づくりへの補助制度の創設を図ります。
- 産業祭等のイベントにおいて、苗木の配布を行います。

■基本方針3 「いかす」

〈基本施策 3-1 利用の促進〉

【個別施策① 歓交[※]活用の推進】

町民だけでなく、町を訪れた人が「この場所が好き、また来たい」と思えるよう、町の有する多彩な緑資源を最大限に活かし、緑資源とイベントをタイアップする等の「歓交活用」を推進します。



[ブルーベリー収穫体験]



[ほたる観賞会(のぎ水辺の楽校)]



[親子で稲刈り]



[梨狩り体験]

《主な取り組み》

- 野木町の地域資源（公園、公共施設、平地林、田園風景）の歓交活用を推進します。
- 緑景観を活かした「オープンガーデン」「ガーデンフォトコンテスト」「グリーン・ツーリズム[※]」「ほたる観賞会」「コンサート」等のイベント開催を検討します。
- 野木町の地域資源を活かした歓交イベント等を通して、町内外の野木町応援団（サポーター）づくりを進めます。

^{かんこう}
※歓交：造語。愛着を持って本町を訪れる人々を心から喜んで迎え、交流を楽しむこと。一般に使われる観光とは異なる。
※グリーン・ツーリズム：農山漁村で休暇を過ごしなが、農漁業体験をしたり、自然や人々との交流を楽しむこと。

【個別施策② 農地の活用】

農地としての一体的な緑の維持・保全を図るため、多面的機能支払交付金を活用する団体による農地への花の植栽等を促進します。

また、町内で収穫された農作物の学校給食での利用や直売所、スーパー等での販売等の地産地消活動を通して、農地への関心を高め、農地の有効利用を促進していきます。

《主な取り組み》

- 多面的機能支払交付金の活用による農地への花の植栽を促進します。
- 学校給食や直売所等での販売を通して地産地消を進めます。
- 観光農園や市民農園等での土とのふれあいや農を楽しむ環境づくりを進めます。



[れんげの里川田]



[野木環境保全会]

【個別施策③ 平地林の活用】

町内に点在する平地林は、本町を象徴するまとまりのある緑空間として、今後とも適正な維持管理を図っていきます。

また、子どもから大人まで、だれもが気軽に入れる平地林づくりを通して、緑と触れ合える機会の増加や森林整備の実践活動への参加等により、町民の平地林に対する知識や意識の向上を図るとともに、森林ボランティアの育成を図っていきます。



[ネームプレートづくり]

《主な取り組み》

- 木に触れ合える様々なイベントの開催等を通して、気軽に入れる平地林づくりを推進します。
- 小学生の環境・教育の場としての活用を図ります。
- 森林ボランティアの育成の場として活用します。

【個別施策④ 農業用水路の活用】

本町の水田地帯を流れる農業用水路は、動植物の生息地であり、身近な自然に触れ合うことができる貴重な緑空間でもあることから、用水路としての機能や周辺の緑の適切な維持管理を図るとともに、安全に配慮した散策路等として活用を図ります。

《主な取り組み》

- 農業用水路は自然に直に触れ合える散策路としての活用を図ります。
- 生物多様性にも配慮した水路づくりを進めます。

【個別施策⑤ 水と緑のネットワークの強化】

思川や渡良瀬川、渡良瀬遊水地等の水辺や、主要な公園、幹線道路の植樹帯等の連続する緑はもとより、施設の緑、オープンガーデン等の民間の緑との連携に配慮し、水・緑資源を結ぶ回遊性のある「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

《主な取り組み》

- 安全で快適な歩行者・自転車道の整備を推進します。
- 幹線道路沿いの植樹帯の整備を推進します。
- オープンガーデンイベントの開催を計画します。

【個別施策⑥ 緑の循環システムの構築】

公園や街路樹、公共施設等で季節ごとに発生する落ち葉や、伐採した樹木の利用可能な部位を希望する人に配布する等、管理作業上発生する自然資源の有効利用を図り、緑の循環システムの構築を図ります。

また、個人が所有する成長前の樹木を譲り、新しい所有者が育てていく等の緑の循環を仲介する緑のバンク^{*}制度の創設を検討します。



[腐葉土づくり]



[落ち葉プール]

《主な取り組み》

- 公園に落ち葉プールや腐葉土づくりのためのますの設置を検討します。
- 伐採樹木の有効利用を図ります。
- 緑のバンク（樹木バンク）制度の創設を検討します。

^{*}緑のバンク：樹木を提供したい方と樹木を引き取りたい方とを仲介する制度。

■基本方針4 「はぐくむ」

〈基本施策4-1 参加意識の啓発〉

【個別施策① 緑と関わる講座・学習機会・イベントの拡充】

だれもが気軽に様々な活動等に参加できる機会・きっかけづくりに向けて、生涯学習事業と連携し、緑と関わる講座や学習会等の定期開催や、緑に関わるイベントの拡充を図ります。



[ガーデニング入門講座]

《主な取り組み》

- ガーデニング講座やグリーン・ツーリズム等は継続して協働で開催し、平地林学習会等の開催を計画します。
- ボランティアによる小学生にホタルの幼虫を育ててもらおう活動や自然観察教室を通じ、緑について楽しみながら体験し、理解を深めてもらう場をつくります。
- 緑に対する意識の醸成に寄与するガーデンフォトコンテストやオープンガーデンイベントの開催を検討します。

【個別施策② 緑に関わる情報発信】

広報の他にホームページ、SNSを活用し、リアルタイムで緑に関わる様々な情報を発信し、町民の緑に対する意識の向上を図り、町外者へ「花とレンガの町」や平地林豊かな野木町の魅力のPRを推進します。

また、若者や事業者等のボランティアへの参加促進に向け、広報やSNS等を通してボランティア情報等を発信していきます。

《主な取り組み》

- 広報に花や樹木の紹介コーナーをつくることを検討します。
- SNSを通じ、緑に関する様々な情報発信を進めます。
- 様々なボランティア情報を発信し、特に若者や事業者等のボランティア参加を促進します。

【個別施策③ 補助金等の拡充】

本町の緑環境づくりに向け、新たな助成・補助制度の創設を検討し、町民の緑づくりを支援します。また、クラウドファンディング[※]やふるさと納税等を活用しながら、活動資金の支援を検討します。

《主な取り組み》

- 緑のまちづくり活動に対する助成・補助制度の創設を図ります。
- クラウドファンディングやふるさと納税による活動資金の支援を求めます。

※クラウドファンディング：インターネットを通じて活動を発信し、共感した人や応援したい人から広く資金を募る仕組み。

〈基本施策 4-2 まちづくりを支える体制づくり〉

【個別施策① 活動団体の育成支援】

本町では、ボランティア団体等による駅前広場や公園、公共施設への花いっぱい運動や平地林、のぎ水辺の楽校の保全活動等の様々な緑の環境づくり活動が展開されています。

今後とも、ボランティア団体への支援を充実させていくとともに、緑の環境づくりを支える人材や組織の育成・強化を図ります。

《主な取り組み》

- 引き続きボランティア団体の支援を進めます。
- ボランティア養成講座の開催を計画します。
- 活動団体間の相互の情報交換、交流のできるネットワークの形成を進めます。

【個別施策② 子どもたちへの教育・学習の推進】

次代を担う子どもたちに、町の緑や自然への興味や関心を高めてもらうため、自然観察会をはじめ、子どもたちが直接自然に触れることのできる機会の拡充を図り、緑づくりの担い手の育成につなげていきます。

また、学校や公園、街路樹等へ掲げる樹木プレートづくり等を通して、子どもたちの身近な町の緑への愛着を育む取り組みを推進します。



[サツマイモ栽培収穫(佐川野小学校)]

《主な取り組み》

- 樹木プレートの作成等を通じた緑に親しむ機会を設けます。
- 緑の少年団活動を通じ、小学校の花壇整備を進めます。
- 小中学校において、農園での野菜づくり体験を行います。
- 親子で緑と触れ合える講座やイベントの開催を進めます。
- 環境学習や環境保全活動を通して、身近な町の緑への愛着を育む取り組みを進めます。

【個別施策③ 官民連携による維持管理体制の整備】

これまでの行政と町民の協働による緑の維持管理をさらに発展させ、町民と事業者、行政が一体となる維持管理体制の整備を検討していきます。

また、グラウンドワーク^{*}手法の導入等、町民・活動団体、事業者、行政による中核的な管理組織づくりを検討していきます。

《主な取り組み》

- 町民・活動団体、事業者（工場協会、商工会、建設業協会等含む）、行政との連携による維持管理体制を検討します。
- 緑づくりやグリーン・ツーリズム、各種イベントを町民・活動団体、事業者、行政と連携しながら、中心となって活動する組織の創設を検討します。

^{*}グラウンドワーク：町民・活動団体、事業者、行政が連携して、環境改善等の地域課題を解決する活動手法。

3 緑化重点地区と保全配慮地区の設定

(1) 緑化重点地区

本町ではこれまで、JR野木駅を中心に丸林地区及び友沼地区の一部を緑化重点地区に設定し、重点的な緑化の推進により、豊かな緑を持つ本町を象徴する地区づくりを進めてきました。

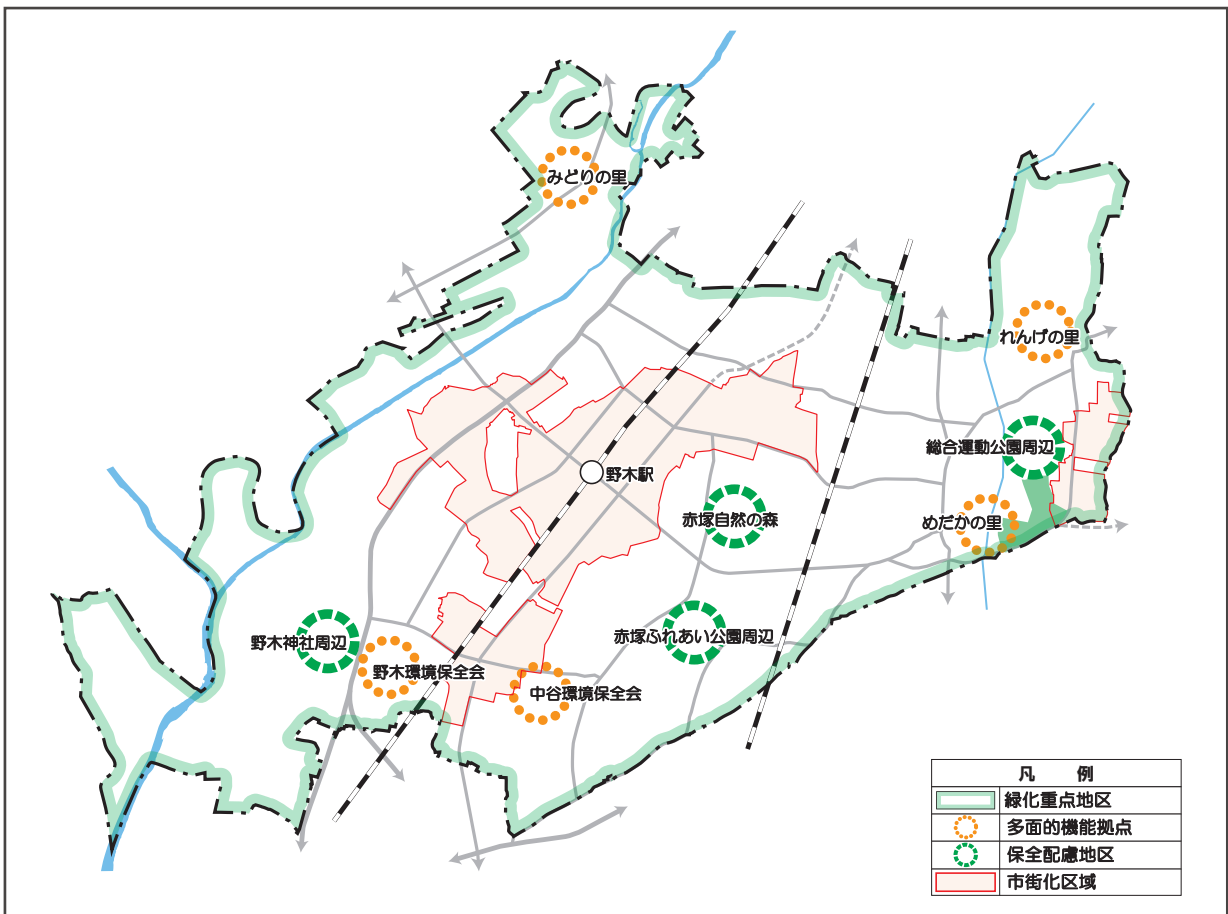
本町の有する豊かな自然環境は、町民にとって誇れる大切な財産であることから、本計画では、近年の市街地周辺部での緑環境の減少傾向や、平地林や農地の荒廃等の状況を踏まえ、「町全域を緑化重点地区」として位置づけ、緑の将来像「百年の樹 千年の森 づくり」の実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

また、集落地域を中心に広がる農地においては、ひまわりやコスモス等をはじめとした景観形成作物の栽培や芝桜の植栽等の取り組みを通して、農業施策と連携した町民参加による緑の拠点（多面的機能拠点）づくりを進めます。

(2) 保全配慮地区

保全配慮地区は、都市緑地法第4条に定められた「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」であり、必要に応じて緑の基本計画で定める地区です。

本計画では、開発等で失いつつある平地林の保全に向けて、本町における緑の拠点であり、まとまりのある平地林と一体となっている「野木神社周辺」「赤塚ふれあい公園周辺」「野木町総合運動公園周辺」「赤塚自然の森」の4箇所を設定し、多様な制度の活用を図りながら、町民をはじめ多くの人々と協力して平地林の保全に取り組んでいきます。



第5章

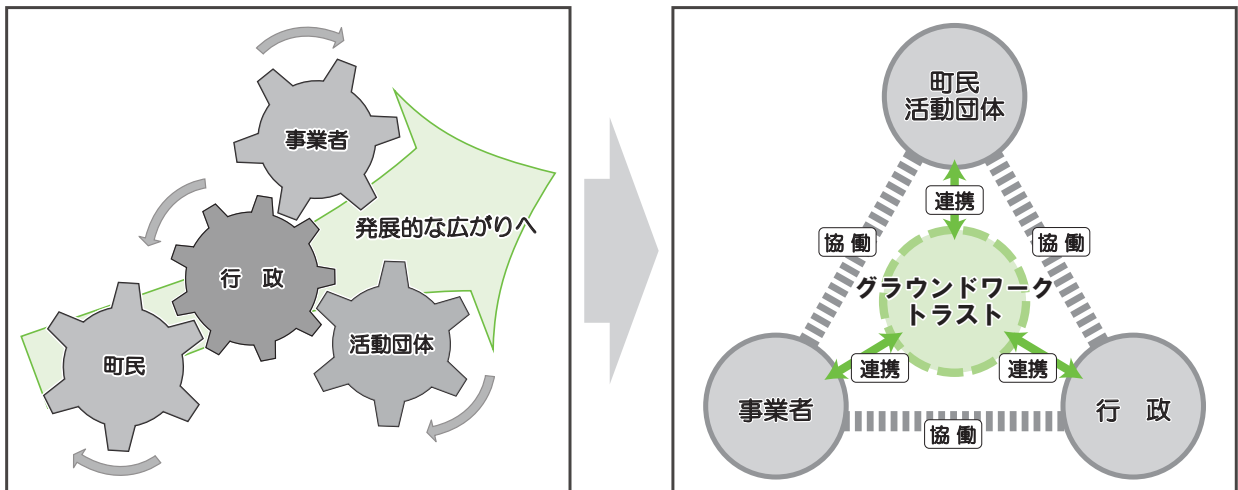
計画実現に向けて

1 推進体制

計画を推進していくために、緑のまちづくりに関わる町民・活動団体、事業者、行政のそれぞれが担う役割を果たし、相互に連携・協働していく体制を整え、持続的な緑のまちづくりに取り組んでいきます。

野木町ボランティア支援センター「きらり館」において、町民・活動団体、事業者、行政の三者による協働のネットワークづくりを推進し、将来的には三者の信頼関係のもと、その中核となるまちづくり組織「グラウンドワークトラスト^{*}」の形成を目指します。

〈これからの連携体制のイメージ〉



◆ 町民

町民は緑のまちづくりの中心的な役割を担っています。このため、緑に対する意識をより高めながら、それぞれの生活の場において積極的に緑を取り入れていきます。

さらに、様々な場面において、緑のまちづくりに積極的に参加していくことが期待されています。

◆ 活動団体

活動団体は、緑づくりの主体として積極的に活動を実践することが期待されています。

また、町民の関心を高め、理解、行動に結びつけるよう参加を呼びかけるとともに、人材の発掘・活用を図りながら、町民と行政、町民と事業者を結ぶ役割が期待されています。

^{*}グラウンドワークトラスト：行政依存型の地域環境改善から、住民アクションによる持続的な地域環境改善を目的に、町民・活動団体、事業者、行政の三者の信頼関係のもとで豊かな地域社会を築くために活動を展開すること。

◆ **事業者**

事業者は、地域の一員として、緑の保全や緑化の推進に積極的に貢献していくことが期待されています。

また、事業所の緑等の保全や創出、保有する緑地の公開をはじめ、事業者の持つ優れたノウハウや人材、資金の導入等により、町民・活動団体の活動を支援していくことも期待されています。

◆ **行政**

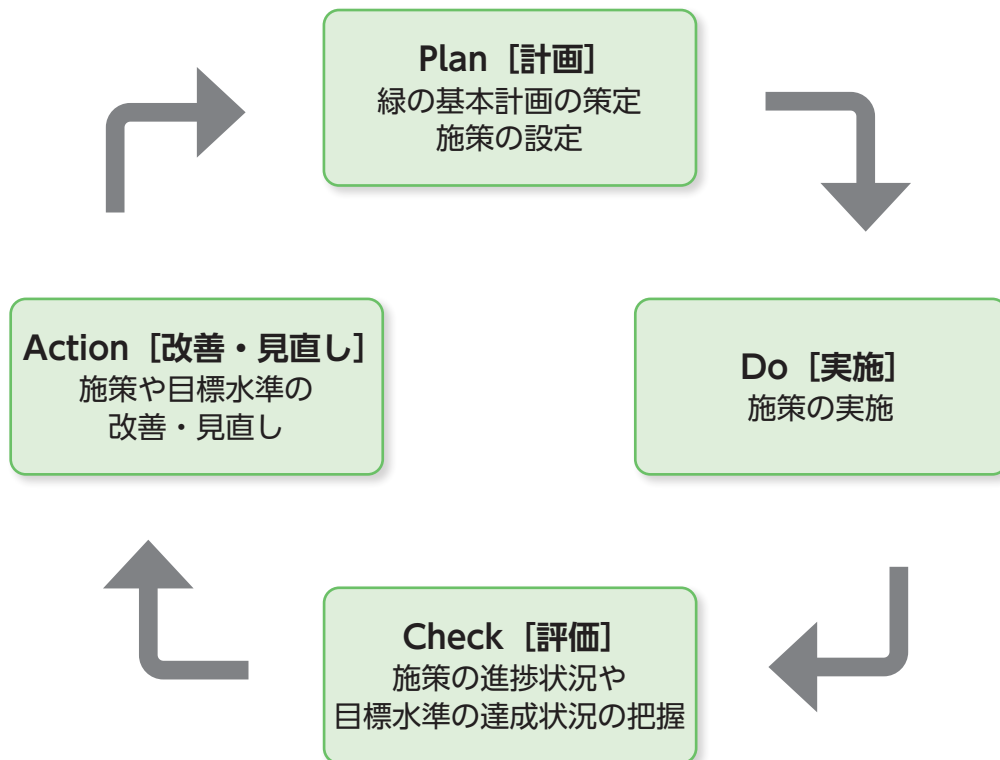
行政は、庁内や関係機関等との十分な連携を図り、緑のまちづくりを総合的・計画的に進める役割を担うとともに、緑の保全・整備・活用を進めていきます。

町民・活動団体の支援やコーディネート等の各主体を結ぶ役割や人材育成の強化のほか、町民・活動団体や事業者と連携・協働しながら、野木町の緑のまちづくりを内外に発信していきます。

2 進行管理

本計画の施策を実行するにあたり、計画の立案（Plan）、施策・事業の実施（Do）、進捗状況の把握・評価（Check）、改善・見直し（Action）のPDCAサイクルに基づいて、計画の進行管理を行います。

〈PDCAサイクル（進行管理）のイメージ〉



資料編

1	アンケート調査結果の概要	42
2	野木町緑の基本計画 News Letter	50
3	目標値設定の考え方	54
4	緑地の整備目標総括表	55
5	計画策定の経緯	57
6	策定委員会要綱	59
7	策定委員会名簿	60
8	検討委員会要領	61

1 アンケート調査結果の概要

〈町民アンケート調査〉

(1) 町内の緑の満足度について

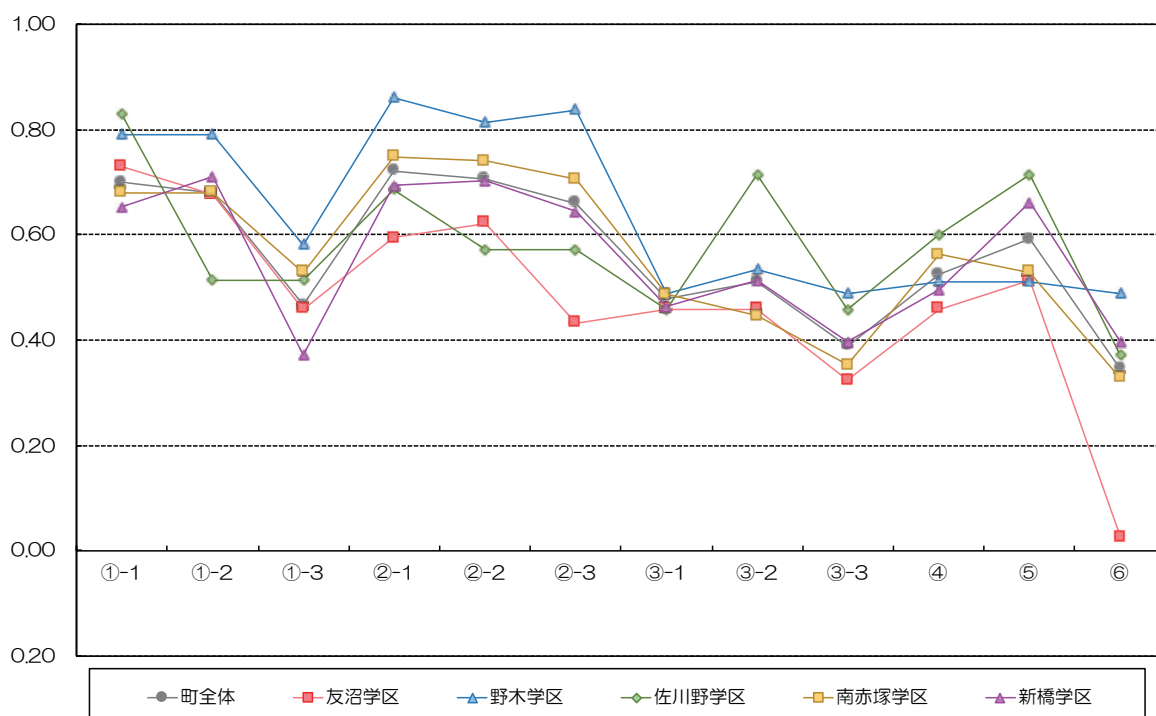
野木町の緑環境における下表の各項目について、「十分満足している（2点）」「ほぼ満足している（1点）」「どちらとも言えない（0点）」「やや不満である（-1点）」、「不満である（-2点）」の5段階で評価し、その評価を点数化したものの合計の平均値を求め、その値（加重平均値）の高い項目ほど、満足度が高いこととなります。

【学区別】

野木町の緑環境に対して、多くの項目で高い満足度となっています。
野木学区や佐川野学区、南赤塚学区の満足度は総計（町全体）よりも高い項目が多くなっています。

	総計	学区別				
		友沼	野木	佐川野	南赤塚	新橋
①-1. 公園の緑（樹木の種類）	0.70	0.73	0.79	0.83	0.68	0.65
①-2. 公園の緑（多さ）	0.68	0.68	0.79	0.51	0.68	0.71
①-3. 公園の緑（景観）	0.47	0.46	0.58	0.51	0.53	0.37
②-1. 小学校、役場など公共施設の緑（樹木の種類）	0.72	0.59	0.86	0.69	0.75	0.69
②-2. 小学校、役場など公共施設の緑（多さ）	0.71	0.62	0.81	0.57	0.74	0.70
②-3. 小学校、役場など公共施設の緑（景観）	0.66	0.43	0.84	0.57	0.71	0.64
③-1. 街路樹（樹木の種類）	0.48	0.46	0.49	0.46	0.49	0.46
③-2. 街路樹（多さ）	0.51	0.46	0.53	0.71	0.45	0.51
③-3. 街路樹（景観）	0.39	0.32	0.49	0.46	0.35	0.40
④住宅地、店舗、工場等の生垣、敷地内の樹木の緑	0.52	0.46	0.51	0.60	0.56	0.50
⑤農地の景観、保全	0.59	0.51	0.51	0.71	0.53	0.66
⑥平地林の景観、保全	0.35	0.03	0.49	0.37	0.33	0.40

※各学区の数値は総計(町全体)と比較して、評価が高かった項目を着色してあります。

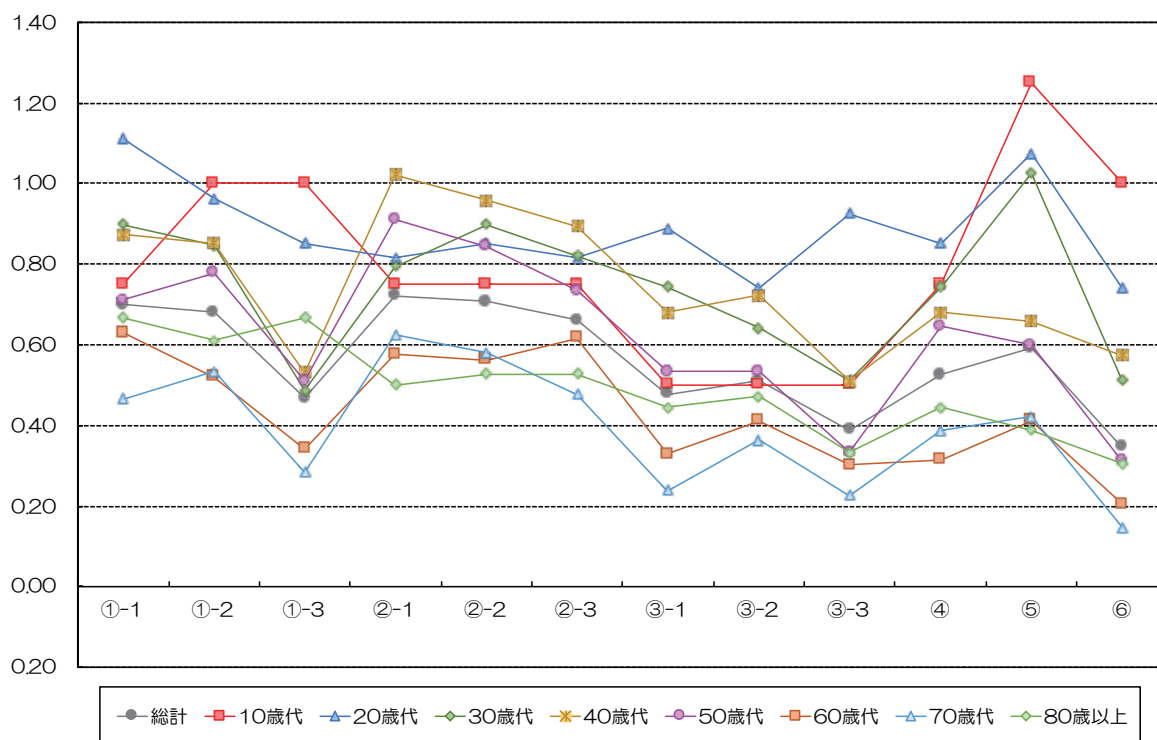


【年齢別】

50歳代以下の年齢層で満足度が総計（町全体）よりも高くなっています。

	総計	年齢別							
		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
①-1. 公園の緑（樹木の種類）	0.70	0.75	1.11	0.90	0.87	0.71	0.63	0.47	0.67
①-2. 公園の緑（多さ）	0.68	1.00	0.96	0.85	0.85	0.78	0.52	0.53	0.61
①-3. 公園の緑（景観）	0.47	1.00	0.85	0.49	0.53	0.51	0.34	0.28	0.67
②-1. 小学校、役場など公共施設の緑（樹木の種類）	0.72	0.75	0.81	0.79	1.02	0.91	0.58	0.63	0.50
②-2. 小学校、役場など公共施設の緑（多さ）	0.71	0.75	0.85	0.90	0.96	0.84	0.56	0.58	0.53
②-3. 小学校、役場など公共施設の緑（景観）	0.66	0.75	0.81	0.82	0.89	0.73	0.62	0.48	0.53
③-1. 街路樹（樹木の種類）	0.48	0.50	0.89	0.74	0.68	0.53	0.33	0.24	0.44
③-2. 街路樹（多さ）	0.51	0.50	0.74	0.64	0.72	0.53	0.41	0.36	0.47
③-3. 街路樹（景観）	0.39	0.50	0.93	0.51	0.51	0.33	0.30	0.23	0.33
④住宅地、店舗、工場等の生垣、敷地内の樹木の緑	0.52	0.75	0.85	0.74	0.68	0.64	0.32	0.39	0.44
⑤農地の景観、保全	0.59	1.25	1.07	1.03	0.66	0.60	0.41	0.42	0.39
⑥平地林の景観、保全	0.35	1.00	0.74	0.51	0.57	0.31	0.21	0.15	0.31

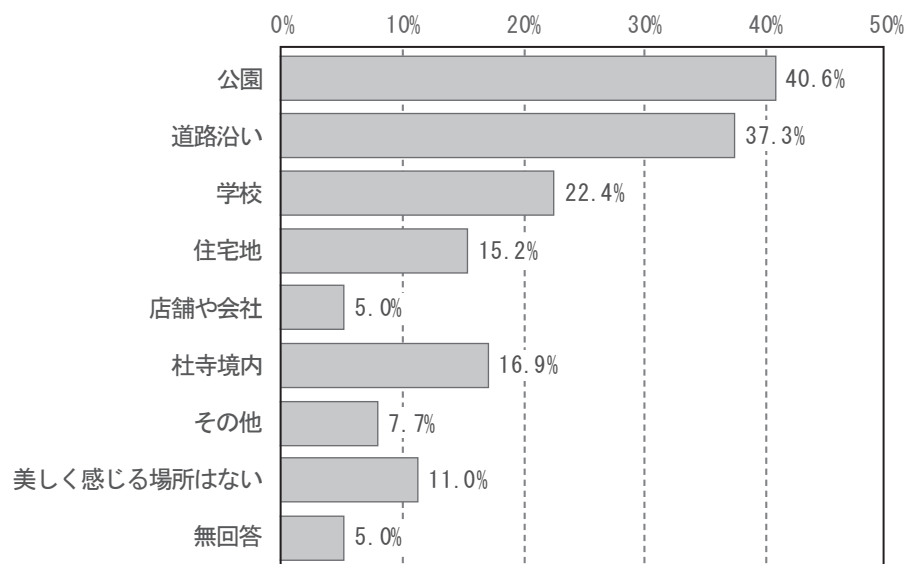
※各学区の数値は総計(町全体)と比較して、評価が高かった項目を着色してあります。



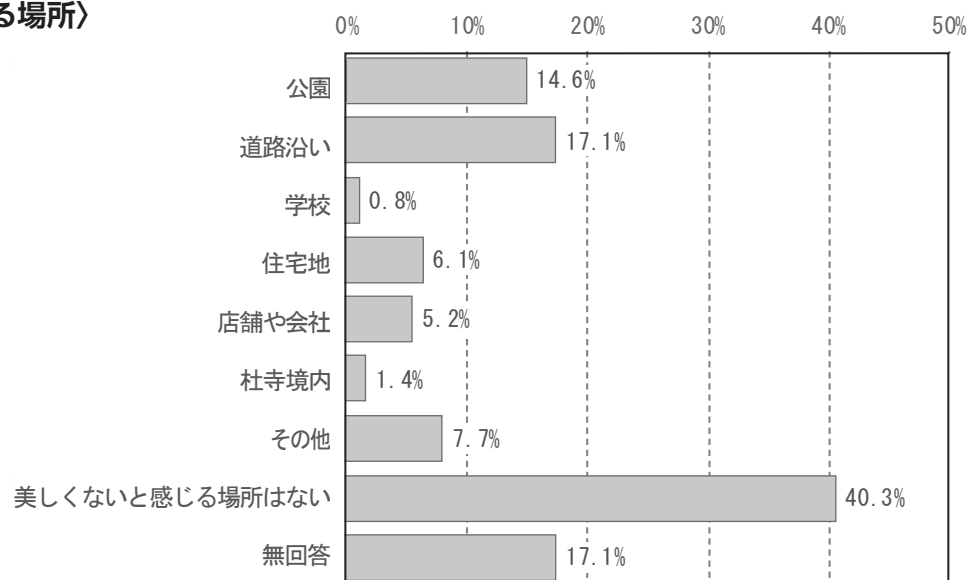
(2) 樹木、花壇、生垣等が美しく感じる場所、美しくないと感じる場所について（複数回答可）

公園や道路沿いの緑を美しいと感じていますが、その一方で美しくないと感じる場所にもなっています。

〈美しく感じる場所〉

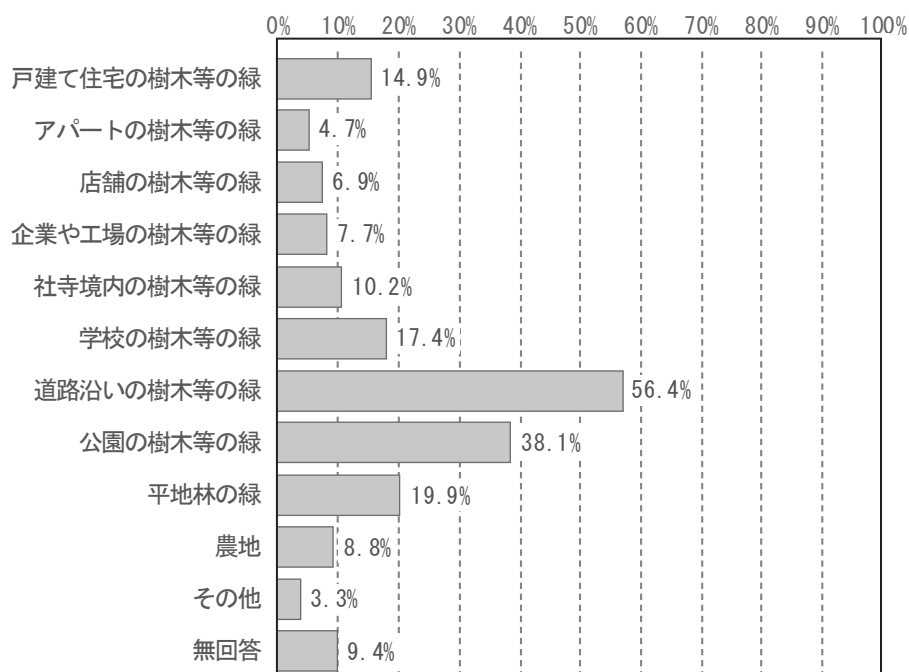


〈美しくないと感じる場所〉



(3) 地域の緑で、今後景観的に美しくなればよいと思うものについて（複数回答可）

道路沿いや公園等の緑が美しくなればよいと感じています。

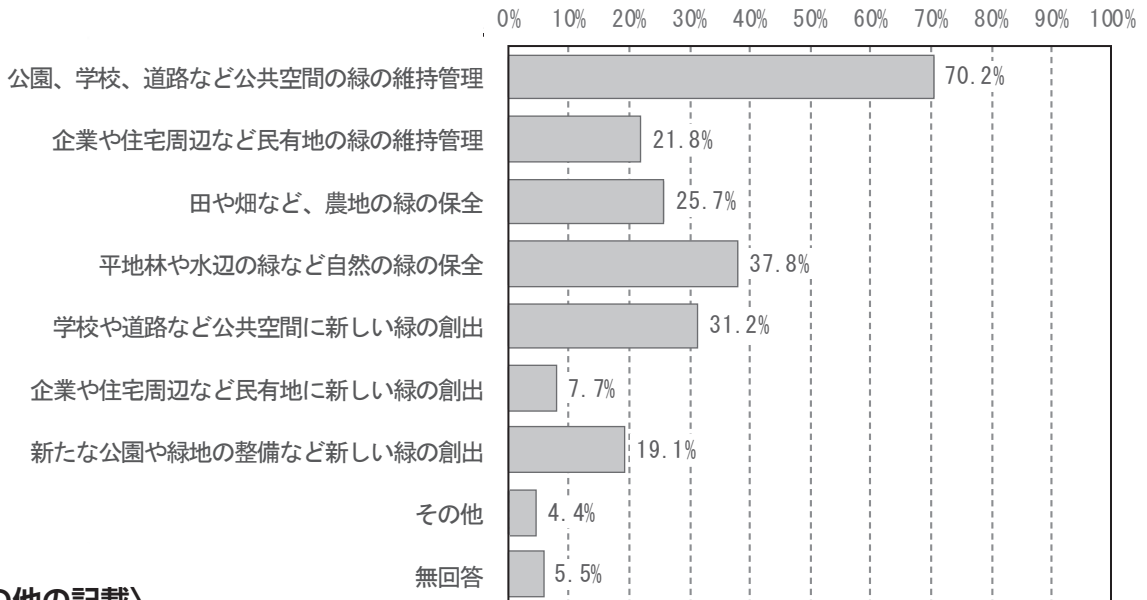


〈その他の記載〉

・ 駅周辺	(3名)	・ 松原大橋の堤に思川桜	(1名)
・ 空き家	(2名)	・ 公共施設周辺	(1名)
・ どぶ川を暗渠に	(1名)	・ ごみ置き場	(1名)
・ のぎ水辺の楽校	(1名)		

(4) 地域の緑を守り、増やしていくために、必要な取り組みについて (複数回答可)

公共空間の緑の維持管理が必要と感じています。

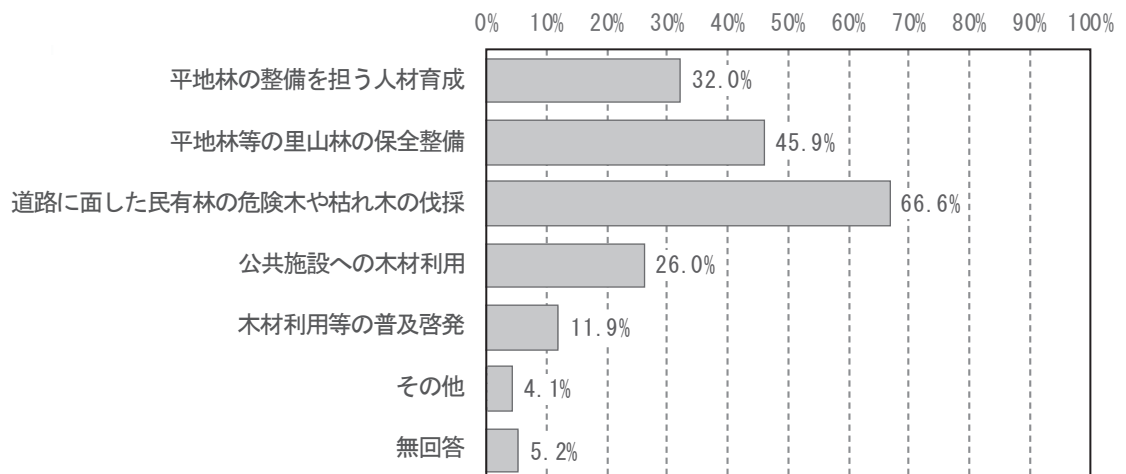


〈その他の記載〉

- ・今ある緑を管理整備した上で管理できていない無駄な緑は減らした方がよい。 (3名)
- ・昔の農村意識から前向きになって、心を少しずつ都市化していくことが大事なのではないか。 (1名)
- ・工場誘致等で企業の資力をお願いしたほうがよい。 (1名)
- ・休耕地、畑の整備を行ったほうがよい。 (1名)
- ・一か所に集中してではなく、少量でも広範囲 (大通り沿いだけでも) に広げて花を植えるとよい。 (1名)
- ・費用がかかるが落葉処理を行ったほうがよい。 (1名)
- ・緑化に関する条例をつくる。 (1名)

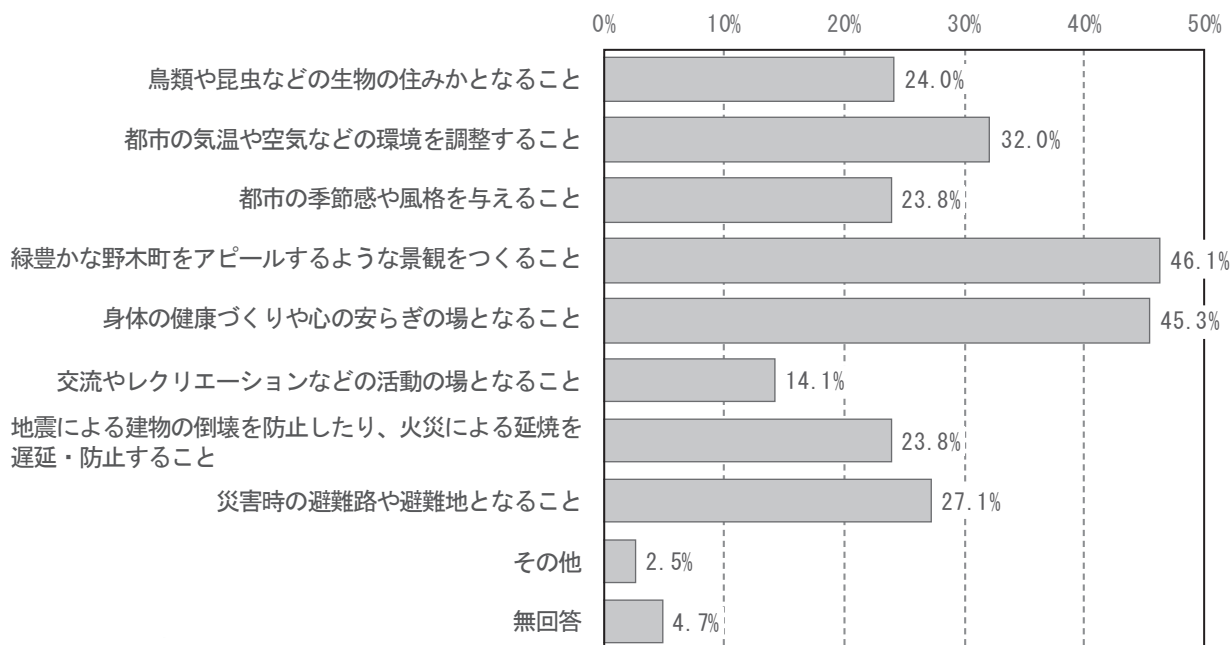
(5) 森林環境贈与税の使い道として望ましいものについて (複数回答可)

私有林の危険木や枯れ木の伐採とともに、里山林の保全や整備を担う人材の育成が期待されています。



(6) 町の緑に対して、今後望むことについて（複数回答可）

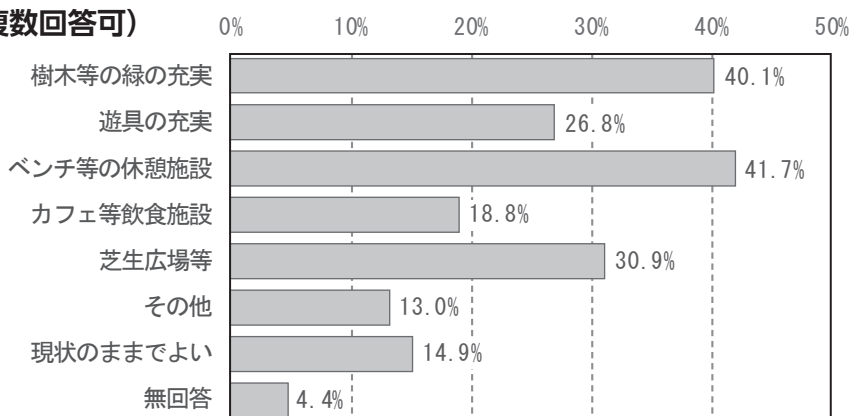
緑豊かな野木町を象徴する景観づくりや町民の健康、安らぎの場となることが期待されています。



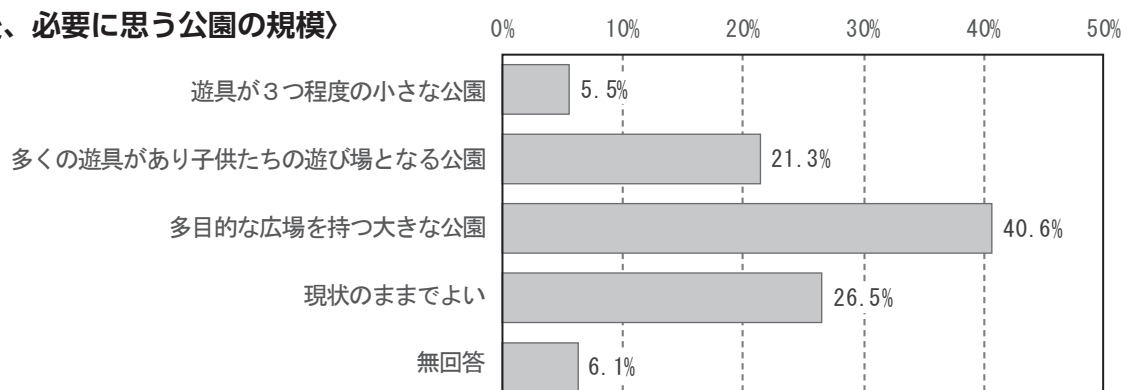
(7) 町の公園に望むことについて

現状の公園には、休憩施設や樹木等の緑、広場、遊具の充実が望まれ、将来的には多目的な広場を持つ大きな公園が望まれています。

〈町の公園に望むこと〉（複数回答可）

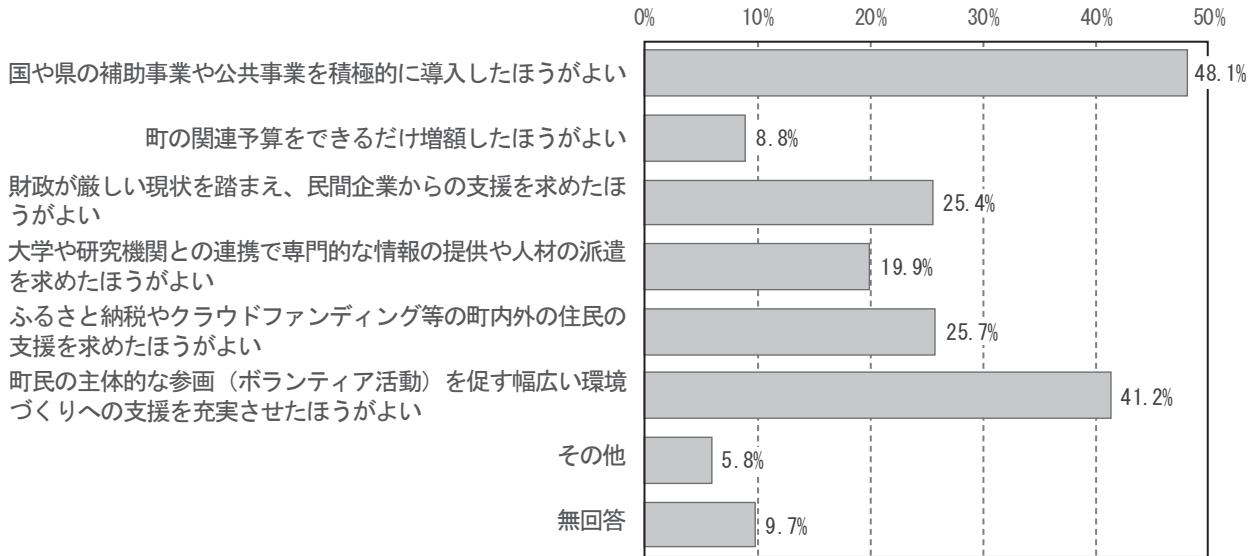


〈今後、必要に思う公園の規模〉



(8) 町の緑環境づくりに必要なものについて (複数回答可)

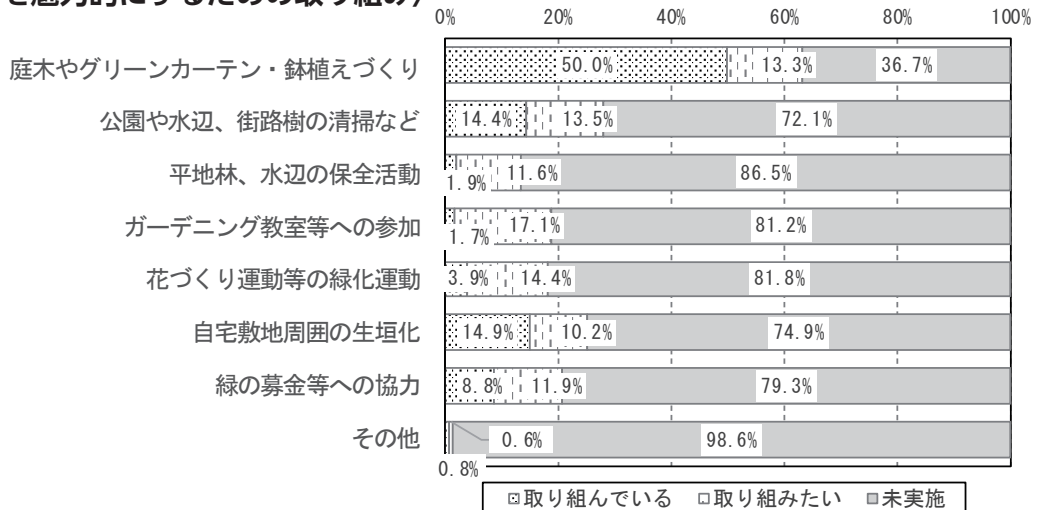
補助事業や公共事業の積極的な導入とともに、町民のボランティア活動のほか、町内外の人々や企業等から支援が必要であると感じています。



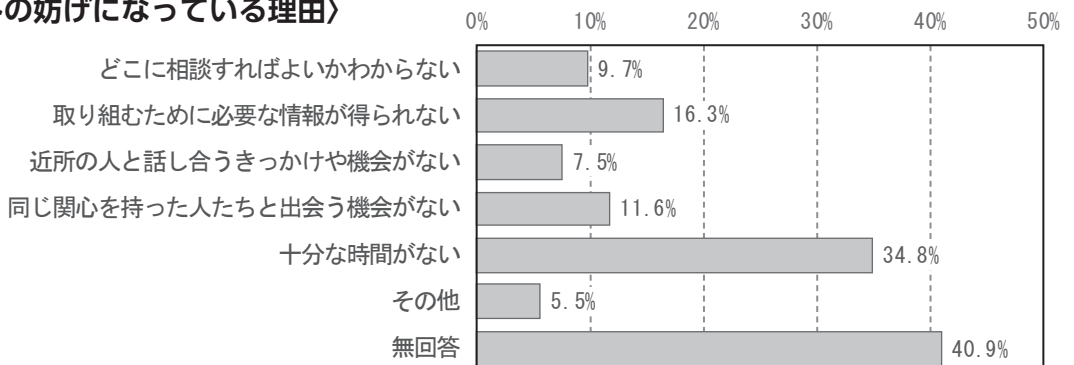
(9) 町や暮らしを魅力的にするための取り組みについて (複数回答可)

庭木やグリーンカーテン・鉢植えづくり、自宅敷地周囲の生垣化等の緑づくりをはじめ、公園や水辺、街路樹等の清掃が主に取り組まれています。

〈町や暮らしを魅力的にするための取り組み〉



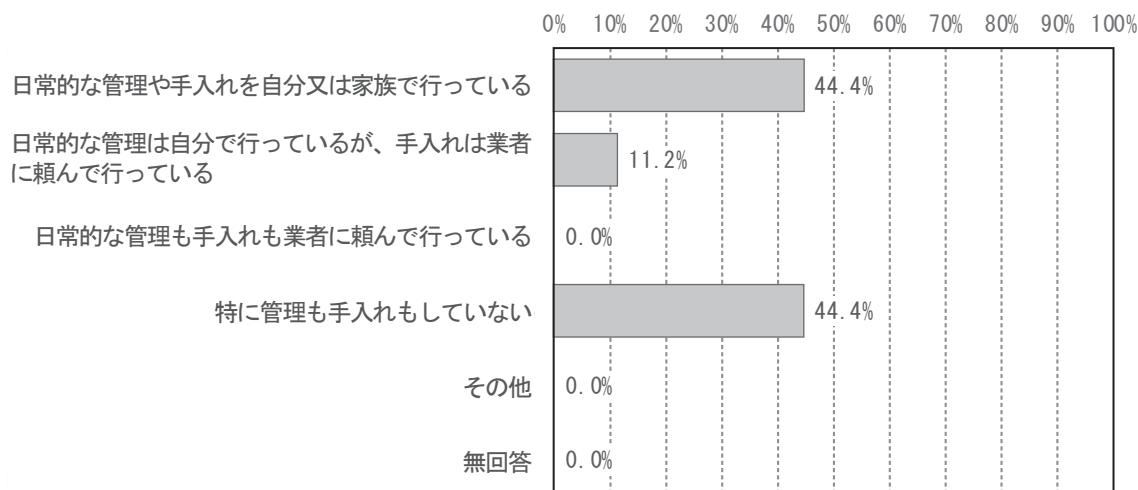
〈取り組みの妨げになっている理由〉



【森林所有者アンケート調査】

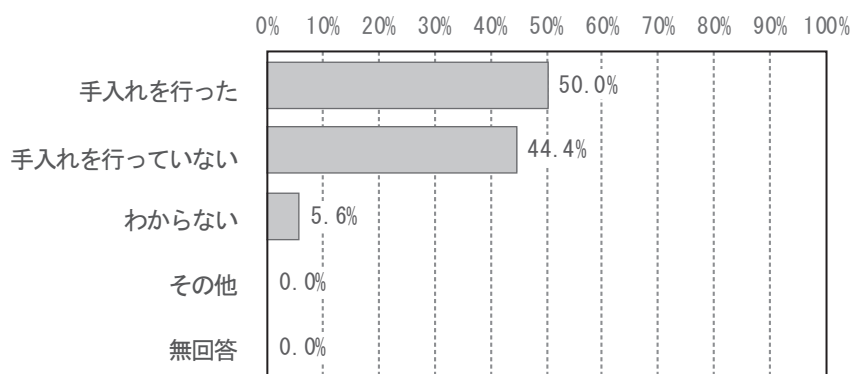
(1) 現在所有する森林の管理、手入れについて

日常的に手入れを行っている所有者と管理が難しい所有者に分かれています。



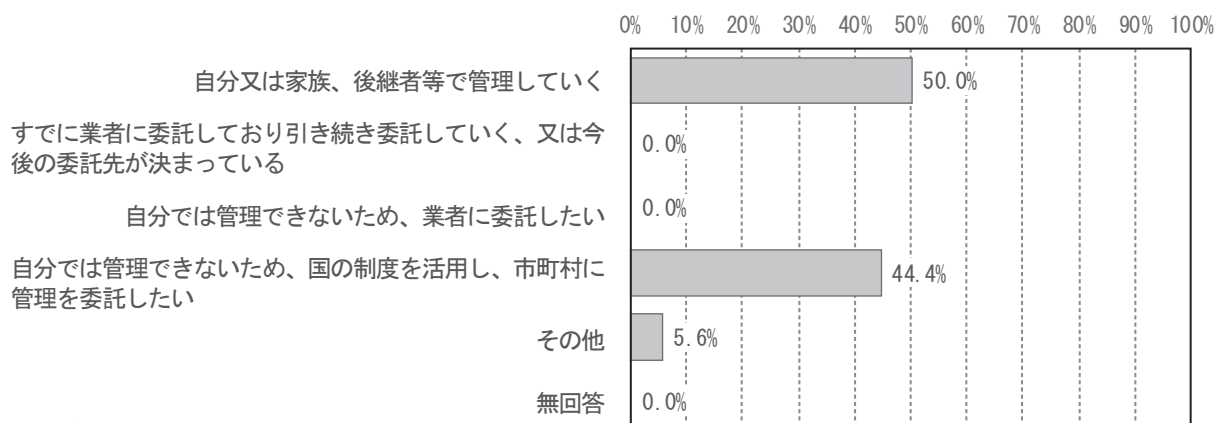
(2) 所有する森林の過去10年以内の手入れについて

10年以内に手入れを行った所有者と行っていない所有者に分かれています。



(3) 所有する森林の今後の管理方法について

所有者で管理していくという意見と管理を委託したいという意見に大きく分かれています。



2 野木町緑の基本計画 News Letter

緑の基本計画の改訂にあたって開催した、野木町緑のまちづくりワークショップの結果をまとめた「野木町緑の基本計画News Letter」を3回発行しました。

〈ワークショップ参加者名簿〉

氏名	所属団体等
仲山博史	森林ボランティアグループ
仲山孝子	森林ボランティアグループ
真瀬信子	野木町更生保護女性会
伏木ミサ子	野木町更生保護女性会
石田敦史	野木町の自然環境をいかす会
川元由美子	野木町の自然環境をいかす会
松平親夫	のぎ水辺の楽校応援倶楽部
松本光司	のぎ水辺の楽校応援倶楽部
松原寛	はたけの会
藤間猛夫	花咲かせ隊
渡辺泰男	花咲かせ隊
森田千恵子	馬場公園花壇愛好会「オアシス」
大久保英雄	馬場公園花壇愛好会「オアシス」
真瀬正弘	フラワーサークル
池田朝子	フラワーサークル
舘野悦男	若の原農村公園管理組合
藤田美世子	一般公募
柿沼守	一般公募
清水和歌子	一般公募
村田義一	一般公募

のぎまちどり きほんけいかく
野木町緑の基本計画
News Letter

第 1 号
編集発行：野木町都市整備課
電話番号：57-4161
F A X：57-3945
Email：toshiseibi@town.nogilg.jp

野木町では平成 15 年に緑の保全・活用や緑化推進などについてとりまとめた「野木町緑の基本計画」の策定から 20 年近く経過しました。町内の緑の状況や社会情勢などが変化しつつあることから、これまでの町の取り組みを踏まえながら本計画の改定を進めています。

『野木町緑の基本計画 News Letter』は野木町緑の基本計画を改定するにあたり、町民の皆さんに「緑の基本計画とは何か？」を知ってもらおうとスタートしたものです。

こちらの内容では町民の皆さんが集まる「ワークショップ」で検討された内容をニュースとして発行していきます。さらにワークショップに参加されていない皆さまからのご意見・ご提案もぜひお聞かせ頂きたいと考えておりますので、野木町のこれからの緑についてご意見をお持ちの方は裏面に掲載されている「ご意見・ご提案書」に記入し、役場の都市整備課までお持ち頂ければ、toshiseibi@town.nogilg.jp までメールでご連絡ください。

わたしたちは、町民の皆さんの貴重な意見を伺いながら、有意義な緑の基本計画をつくっていきたくと考えています。



※緑の基本計画って何？

国の法律である都市緑地法に定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称名称であり、まちの 10～20 年後の緑の姿（在り方）を計画するものです。具体的には、公園の計画や平地林の保全対策、学校等の緑化などを定める計画です。

※ワークショップって何？

参加者の様々な意見をお互いに話し合い、1 つの方向性に導くための手法です。全国各地のまちづくりで盛んに用いられています。

10/9(土) 第1回 ワークショップで出た意見



- ①丸林中央公園
- ②中央通り
- ③富士見通り
- ④野木神社
- ⑤水辺の楽校
- ⑥ホフマン館・煉瓦窯
- ⑦平地林
- ⑧赤塚ふれあい公園
- ⑨総合運動公園通り
- ⑩思川・渡良瀬川沿い

テーマ：「野木町の緑について」

- ・この緑が好き
- ・大事にしたい緑
- ・景色のよい緑
- ・いまいちだと思える緑
- ・街路樹をどう思う？
- ・不足していると思う緑は？ 等



以上の内容について話し合いました！

【 1 班 】 から出た意見

『この緑が好き』

- 丸林中央公園の植木が好き・・・①
- 野木二中東側のカツラ並木・・・③
- 野木神社の大ケヤキ・・・④
- ホフマン館のプラタナス並木・・・⑥
- 赤塚ふれあい公園の風景・・・⑧
- 友沼・思川東側の樹木・・・⑩

『大事にしたい緑』

- 南赤塚・佐川野学区に多い平地林・・・⑦
- 渡良瀬遊水地・・・⑩

『景観のよい緑』

- 水辺の楽校の清水谷を見下ろした景観 ⑤
- 赤塚ふれあい公園が好き・・・⑧

『いまいちだと思える緑』

- 丸林中央公園の丘（手入れが行き届かない） ①
- 新しい工場など敷地内に緑地法上の植木があるが、大きくなったら管理できない・・・⑨

『街路樹をどう思う？』

- 3～5年後の事を考え管理可能な高さに ③
- 中央通りの街路樹が古河から野木に入ってから・・・②

『不足していると思う緑は？』

- 木が切られ雑草が茂っている・・・②



【 2 班 】 から出た意見

『この緑が好き』

- 富士見通りのカツラ並木が好き・・・③
- 赤塚ふれあい公園・・・⑧
- 工業団地の並木の景観（モミジハフウ） ⑨
- 思川の桑の木の並木・・・⑩

『大事にしたい緑』

- 丸林中央公園（木が枯れて少なくなっている） ①
- 街路樹（プラタナス）の緑・・・③
- 自然の森・・・⑦
- 渡良瀬遊水地と思川の景観・・・⑩

『景観のよい緑』

- 丸林中央公園・・・①
- 煉瓦窯の並木・・・⑥

『いまいちだと思える緑』

- 丸林中央公園の緑が手入れ不足・・・①
- 川田の工場団地の街路樹・・・⑨

『街路樹をどう思う？』

- 中央通りは木でなく花にする・・・②
- 富士見通りのカツラが見苦しい・・・③

【 3 班 】 から出た意見

『この緑が好き』

- 丸林中央公園はよく管理されている・・・①
- 水辺の楽校の緑・・・⑤
- ホフマン館のメタセコイアの木・・・⑥
- 赤塚ふれあい公園・・・⑧

『大事にしたい緑』

- 丸林中央公園の樹木・・・①
- 野木神社周辺・・・④
- 水辺の楽校の竹林・・・⑤
- 赤塚自然の森・・・⑦

『景観のよい緑』

- 思川産業交差点街路樹・・・③
- 水辺の楽校のカタクリ・・・⑤
- 野木東工業団地の街路樹・・・⑨
- 思川付近・・・⑩

『いまいちだと思える緑』

- 中央公園は植木よりサカサガが久々に見え悪い ①
- 中央通りの緑・・・②
- 富士見通りの街路樹・・・③
- 赤塚自然の森に変化が欲しい・・・⑧

『街路樹をどう思う？』

- カツラの木が欠けているところに植える ③

『不足していると思う緑は？』

- 中央通りの低木の植栽・・・②



ご意見・ご提案書

Q. みなさんが「いいな～」と感じるみどりはどこですか？ それはなぜですか？

お名前 () 性別 (男 ・ 女) 年齢 (歳)

「いいな～」と感じるみどり 場所名 ()
理由： _____

お名前 () 性別 (男 ・ 女) 年齢 (歳)

「いいな～」と感じるみどり 場所名 ()
理由： _____

ご記入いただきまして、ありがとうございました。点線に沿って記入用紙を切り離し、役場の都市整備課までお持ちください。

のぎまちどり きんけいかく 野木町緑の基本計画 News Letter

第2号
編集発行：野木町都市整備課
電話番号：57-4161
FAX：57-3945
Email：toshisebi@town.nogig.jp

「第2回 緑のまちづくりワークショップを開催しました」

11月6日（土）に第2回「緑のまちづくりワークショップ」を開催しました。第1回のワークショップでの意見を踏まえて、『いいところどう伸ばすか』『ダメなところをどう改善するか』『足りないところをどう増やすか』という3つのテーマについて、各班で検討しました。

野木町では、行政・民間企業・市民が連携して緑を守り、後世に受け継いでいくことを目指しています。「自分たちでできること、行政や企業に任せること」という観点も踏まえつつ、活発な意見交換の場となりました。

わたしたちは、このニュースレターの読者の皆さんにも、ぜひ、緑の保全活動に参加していただきたいと考えています。「参加したい!」「こういった活動があったらいい!」などの要望がありましたら「ご意見・ご提案書」に記入し、役場の都市整備課までお持ちいただき、toshisebi@town.nogig.jpまでメールでご連絡ください。



※緑の基本計画って何?

国の法律である都市緑地法に定められた「緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画」の通称名称であり、まちの10~20年後の緑の姿(在り方)を計画するものです。具体的には、公園の計画や平地林の保全対策、学校等の緑化などを決める計画です。

※ワークショップって何?

参加者の様々な意見をお互いに話し合い、1つの方向性に導くための手法です。全国各地のまちづくりで盛んに用いられています。

ワークショップで出た意見

(第1班)

	良いところ	改善したいところ	増やしたいところ
公園	○公園内の除草、植栽と地域と行政が一緒に行っている。 ○公園を愛する会のようなボランティア団体活動を活性化。	○丸林中央公園は今までの緑は良いと思う。行政だけでは管理が難しいのでボランティアの手も必要。 ○街路樹は「大きくなりすぎない」「毛虫が発生しにくい」「下草の発生を抑える」以上3点を踏まえてほしい。	○オーナー制を導入して、植栽に愛着を持つ。
街路樹	○樹木の名札を付けて市民に広く親しんでもらう。	○街路樹は「大きくなりすぎない」「毛虫が発生しにくい」「下草の発生を抑える」以上3点を踏まえてほしい。	○他市町などの美しい並木を参考に育ててほしい。
施設緑地	○個人で所有している庭や草花を開放する。(オープンガーデン)	○せっかくきれいな野の花が除草の際にすべて刈られてしまふ。残してほしい草花を確認しながら刈ってほしい。	○見事だった役場の桜が何本も枯れている。撤去して新しく植えてほしい。
自然環境・景観	○地主と行政が連携して計画的に下草刈り、間伐を行う。	○放置された平地林の整備。ボランティアを募ったりして守ってほしい。	○平地林に親しみを持ってもらうために自然観察会を行うのも良いのでは。
田圃環境・景観	○田んぼにレンガを植えている所があるが、とても良い。そのまま続けてほしい。	○田や畑の整地をしたあと、ドロだらけです。	
その他	○戸建輸入や新築の家へ苗木プレゼント。		○町報に花や木のコーナーを作り、市民の緑の意識を高める。

(第2班)

	良いところ	改善したいところ	増やしたいところ
公園	○公園内の早取りは業者のみではなく、地域住民数人が作業している。	○丸林中央公園の築山の改善。南面を芝にして子供が芝滑りをできるようにする。 ○丸林中央公園の壊れている噴水を修理する。(廊下は魚が住んでいると良い)	○公園の中央に自然樹を、形のよい手入れと、管理のいらぬ100年の樹を植える。
街路樹	○地域の人々の力を集結するように、口コミで落ち葉の片づけをしている。	○自治会に声掛けをして街路樹の根本のマスに花を植える。役員主導で花を提供。	○中央通りはマスをなく、古河のような大きなプランター設置し、草花を植える。
施設緑地	○自治会が一丸となってあきらめず、さらに続ける。		○施設が出来た当初は綺麗なので、働く人とボランティアの人が助け合う努力をする。
自然環境・景観	○野木町の景観は宝物。もっとみんなでやり続ける。みんなで声かけをし合う。	○ソーラー発電設備の規制。	○平地林の整備は地主の協力を得て自治会やボランティアで伐採除草する。
田圃環境・景観	○麦畑の美しい野木町。	○地主から意識改革を。例えば休耕地等は自分ではできないので委託するなど。	○農家の方が高齢になり、やりたくても手が回らない。ボランティアの活用はどうか
その他		○新築の住宅は庭をコンクリートで固める家が多い。緑化の協力等を協定を結ぶ。	○道路愛護日を年1回ではなく毎月行う。

(第3班)

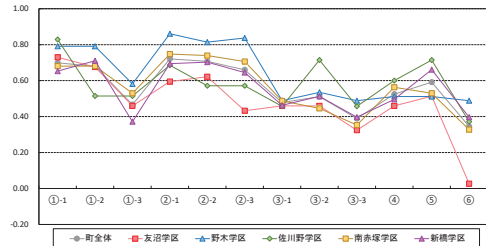
	良いところ	改善したいところ	増やしたいところ
公園	○公園内の除草、植栽と地域と行政が一緒に行っている。 ○公園を愛する会のようなボランティア団体活動を活性化。	○丸林中央公園はササが増殖し、サツキが咲かなくなりました。 ○駅前東大通りの木はエンジンではなくハナミズキへ統一したほうが良い。	
街路樹	○駅前東大通りは低木のカツバキ、サザンカが良好である。	○中央通りの低木の植栽は西口(カツバキ)をモデルに改善したほうが良い。	○審士見通りの二中東側のカツラの木が枯れているので増殖してほしい。
施設緑地	○ホフマン館入口部のイチヨウが良い。		
自然環境・景観	○赤塚ふれあい公園の西側の自然林が良い。(平地林) ○水辺の菜の花のカタクリが良い。	○東大通りの根張神社東側の平地林が伐採されている。	
田圃環境・景観		○沈丁花はサイクルが短いので植栽してはどうか。	○子供たちも参加できる、人を呼び込むイベントとして楽しく緑を管理する。 ○公園でのごみ拾い等ボランティアを増やし方が課題。
その他	○生垣に対する補助制度を検討する。 ①設置に対する補助制度 ②維持管理に対する補助制度		



アンケート調査による満足度評価結果(令和3年6月調査実施)

総計と各学区の満足度の比較を行いました。各項目の5段階の評価基準を「満足・必要」=2点、「やや満足・やや必要」=1点、「普通・わからない」=0点、「やや不満・あまり必要でない」=-1点、「不満・不必要」=-2点として、各項目に対する評価を点数化して平均値(加重平均)として求め、加重平均が高いほど、その項目に対する満足度が高くなっています。

	総計	学区別				
		安沼	野木	佐川野	南赤塚	新橋
①-1. 公園の緑(樹木の種類)	0.70	0.73	0.79	0.83	0.68	0.65
①-2. 公園の緑(多さ)	0.68	0.68	0.79	0.51	0.69	0.71
①-3. 公園の緑(景観)	0.47	0.46	0.56	0.51	0.53	0.37
②-1. 小学校、役場など公共施設の緑(樹木の種類)	0.72	0.59	0.86	0.69	0.75	0.69
②-2. 小学校、役場など公共施設の緑(多さ)	0.71	0.62	0.81	0.57	0.74	0.70
②-3. 小学校、役場など公共施設の緑(景観)	0.66	0.43	0.84	0.57	0.71	0.64
③-1. 街路樹(樹木の種類)	0.48	0.46	0.49	0.46	0.49	0.46
③-2. 街路樹(多さ)	0.51	0.46	0.53	0.71	0.45	0.51
③-3. 街路樹(景観)	0.39	0.32	0.49	0.46	0.35	0.40
④. 居住宅地、店舗、工場等の生垣、敷地内の樹木の緑	0.52	0.46	0.51	0.60	0.56	0.50
⑤. 農地の景観、保全	0.59	0.51	0.51	0.71	0.53	0.66
⑥. 平地林の景観、保全	0.35	0.03	0.49	0.37	0.33	0.40



ご意見・ご提案書

Q. 平地林や街路樹の保全活動にあなたは参加したいと思いますか? どんな活動であれば継続して参加できると思いますか?

お名前 () 性別 (男・女) 年齢 (歳)

参加したい ・ 参加したくない

活動についての意見:

お名前 () 性別 (男・女) 年齢 (歳)

参加したい ・ 参加したくない

活動についての意見:

ご記入いただきまして、ありがとうございます。点線に沿って記入用紙を切り離し、役場の都市整備課までお持ちください。

のぎまちどり きんげいかく
野木町緑の基本計画
News Letter

第 3 号
編集発行：野木町都市整備課
電話番号：57-4161
FAX：57-3945
Email：toshiseibi@town.nogi.lg.jp

全3回のワークショップが終わりました！

野木町の将来のみどりの姿を計画する「野木町緑の基本計画」を町民の皆様にご覧いただくために始まったこの通信は、おかげさまで第3号を発行することができました。

本号の紙面でも、町民のみなさまが集まる「ワークショップ」で検討された内容のご紹介と、読者の皆様が持つご意見と比べながら読みいただければと思います。

全3回のワークショップで話し合われた内容を「野木町緑の基本計画」にどう反映していくかを緑の基本計画策定委員会*で検討していきます。

また、本号にも「ご意見・ご提案書」が付いております。読者の皆様の貴重なご意見・ご提案をお待ちしておりますので裏面に掲載されている「ご意見・ご提案書」に記入し、役場の都市整備課までお持ち頂るか、toshiseibi@town.nogi.lg.jp までメールでご連絡ください。



※緑の事業計画策定委員会とは？

野木町緑の基本計画策定委員会は、要綱に基づき設置された機関です。

委員会の役割は、緑の基本計画の策定に関する必要事項を審議・検討し、計画案を町長に報告することです。



住民・民間・行政がそれぞれできることはなにか？



平地林に親しみを持ってもらうために自然観察会を行うのはどうでしょうか？

これは住民と行政が連携して開催するのがいいかもしれません。平地林の散策コースなども楽しそうですね。



丸林中央公園は現在ほとんど行政が管理している状態です。みんなで使う公園なので管理や手入れ方法は住民を交えて進めていくことはできませんか？

ボランティアや自治会のみなさんにお願ひするだけでなく、落ち葉フールを作ったり、植樹や花壇づくりをイベントとして行うなど利用者のみなさんと楽しんで公園を管理していけるといいですね。下草刈りや清掃の業者とも交流が図れるようになるとより良いと思います。



自治会やボランティアとして緑を守る活動をしています。ですが、高齢化や人手不足でなかなか活発な活動ができません。どうにかありませんか？

自治会の参加やボランティアメンバー募集を積極的に町の広報やホームページで呼び掛けたいですね。インセンティブ制度*などを取り入れるのもいいかもしれません。



*インセンティブ制度：目標達成のために個人のモチベーションを高めるもの（例：報酬、表彰、賞賛等）

ワークショップで出た意見

	やっかいなもの・ことは？	どう活かして改善していくか
自然空間	・遊水地のアシ	・遊水地の草刈り ・遊水地の自然のPR
	・自然観察会などの企画やイベントが少ないと思う	・自然観察会は住民がやり、みんなで交流する
公共的空間	・外来種の駆除（セイタカアワダチ草等）	・年間3回の駆除を行っているが（ボランティア&町）さらに回数と動員数を増やす ・周知方法は広報のみでなく団体の連携も必要 ・小山市では企業の参画しているので野木町でもどうか
	・公園の利用	・公園の回りの自治会に管理を協力してもらおう ・丸林中央公園は行政任せになっているので、住民をまじえて話し合いながら管理を行っていききたい ・公園の目的（運動公園 自然と緑に出会える公園、遊具など人口の設備中心の公園）を整備 ・公園の目的の検討時に（住民・行政・専門家）の協議の場を設ける（ワークショップなども） ・丸林中央公園は町民全体に働きかけてボランティア組織をつくる
公共的空間	・公園の落ち葉	・丸林中央公園に落ち葉フールの設置 ・落ち葉の処理用に各公園にマスを準備する
	・犬の散歩	・エチケットの徹底
	・緑が少ない	・圃、街路樹に名前をボランティアの人につけてもらう ・木のプレート作り、礼作り
	・あじさい公園（あじさいが高齢化したきた、もっと立派な公園にしていきたい）	・電車が見えるスポットづくりなど ・改めてリニューアルを検討すべき（町民とともに） ・あじさいの強化を基本に！
公共的空間	・中央通りの街路樹について	・自治会組織を活用してそれぞれの目的にボランティア活動で解決する（道路沿いの花壇など）
	・街路樹のマスがきかない	・街路樹をなくして根元のマスを町民管理にする

	やっかいなもの・ことは？	どう活かして改善していくか
自然空間	・雑草が多い	・草刈りボランティアの募集を広報でPR、周知
	・工場関係者と町民との緑に対する話し合いがない	—
公共的空間	・各家庭の緑への関心が低い	・各自で各家庭の庭やまわりをきれいにする ・花の種を配布する
	・生垣補助制度	・年に1回5000円程度の維持管理費を出すことは可能か？
公共的空間	・落ち葉	・農業生産者と連携した農業土作り
	・管理をイベント化一向があるか？	・町にオープンガーデンの登録制度などをつくる ・オープンガーデンではスタンプラリーなども行いイベント化していく ・「我が家のガーデンフォトコンテスト」を行い意識・認知度を高め、一般公開化
公共的空間	・第二工業団地の緑は大きくなりすぎたら管理はどうするか心配 ・緑地協定を締結している住宅団地があるが持続するのが難しい	—

緑の基本計画策定委員長
東洋大学 青木教授よりワークショップの総評



今回のワークショップは、日頃野木町の緑の保全活動をおられる、住民代表の皆さんを3班に編成し、今後の緑の保全・創出に関する課題や提案を、様々な形で出させていただきました。町内における緑の環境への満足度は、「南高北低」の傾向があり、地域ごとに街路樹や里山の美観に相違があり、その実情を踏まえた対策が必要です。この提案をぜひ計画に反映して、行政依存ではなく、町民総参加型で民間企業との連携を図りながら、100年後の子孫につながる、持続可能な保全創造につなげていきたいと思います。

ご意見・ご提案書

①、全3回行ってきたワークショップ結果について、ご意見・ご提案等あれば記入をお願いします。

お名前（ ） 性別（男・女） 年齢（ 歳）

ワークショップ結果についての意見・提案等

お名前（ ） 性別（男・女） 年齢（ 歳）

ワークショップ結果についての意見・提案等

ご記入いただきまして、ありがとうございます。点線に沿って記入用紙を切り離し、役場の都市整備課までお持ちください。

3 目標値設定の考え方

■緑地算出根拠（目標1・目標2）

第3章の「3 計画の目標（P23）」「目標1 緑地の確保目標水準」での令和4（2022）年から令和14（2032）年までの10年間で増加が想定される市街化区域内的の緑地面積（0.61ha）及び都市計画区域内的の緑地面積（1.59ha）になります。

		名称	面積（㎡）	区域区分	備考
公園	1	(仮称) 川西防災拠点	3,713.00	市街化調整区域	
	2	(仮称) 川田公園	1,973.34	市街化調整区域	
	3	(仮称) 第二工業団地公園①	3,800.49	市街化区域	
	4	(仮称) 第二工業団地公園②	2,000.54	市街化区域	
	5	(仮称) 佐川南農村公園	2,000.00	市街化調整区域	佐川南土地改良区内
	計			13,487.37	
街路樹	1	1級幹線1号線	300.00	市街化区域	植樹ますに花等の植栽
	2	1級幹線1号線	100.00	市街化調整区域	植樹ますに花等の植栽
	計			400.00	
その他	1	生態系保全用池	2,000.00	市街化調整区域	佐川南土地改良区内
	計			2,000.00	
総計			15,887.37		

※上記は目標2の都市公園等に含まれる。

市街化区域	6,101.03
市街化調整区域	9,786.34
合計	15,887.37

4 緑地の整備目標総括表

(1) 現況値

第3章の「3 計画の目標 (P23)」 「目標1 緑地の確保目標水準」及び「目標2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」の令和4 (2022) 年の現況値になります。

		現況値 (令和4 (2022) 年)					
		市街化区域			都市計画区域		
		整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
		ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	16	5.42	2.98	19	6.26	2.48
	近隣公園	2	4.70	2.59	2	4.70	1.86
都市基幹公園	地区公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	運動公園	1	1.87	1.03	1	10.66	4.22
基幹公園計		19	11.99	6.60	22	21.62	8.57
特殊公園	風致公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	動植物公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	歴史公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	墓園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	その他	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市緑地		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市公園計		19	11.99	6.60	22	21.62	8.57
公共施設緑地	その他の公園	30	2.37	1.30	38	14.85	5.89
	広場	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	グラウンド・運動場	1	0.77	0.42	4	9.19	3.64
	街路樹・駅前広場	12	0.94	0.52	20	1.57	0.62
都市公園等合計		62	16.07	8.85	84	47.23	18.72
民間施設緑地*		1	0.31	0.17	20	12.77	5.06
施設緑地計		63	16.38	9.02	104	60.00	23.78
地域制緑地	農用地区域					934.23	370.24
	地域森林計画対象民有林					212.90	84.37
	保安林区域					1.48	0.59
	河川区域					527.85	209.19
	法によるもの計					1,676.46	664.39
	条例等によるもの					0.00	0.00
	小計					1,676.46	664.39
地域制緑地間の重複						1.48	
施設・地域制間の重複						14.16	
緑地総計		63	16.38	9.02		1,720.82	681.97
人口	市街化区域 (人)					18,168	
	都市計画区域 (人)					25,233	
面積	市街化区域 (ha)					480	
	都市計画区域 (ha)					3,027	
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合 (%)					3.4	
	都市計画区域に対する割合 (%)					56.8	
都市公園等の目標水準 (市街化区域内人口1人あたり面積)	都市公園 (㎡/人)					6.60	
	都市公園等 (㎡/人)					8.85	
都市公園等の目標水準 (都市計画区域内人口1人あたり面積)	都市公園 (㎡/人)					8.57	
	都市公園等 (㎡/人)					18.72	

※民間施設緑地：社寺仏閣の緑地

(2) 目標値

第3章の「3 計画の目標 (P23)」 「目標1 緑地の確保目標水準」及び「目標2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準」の令和14 (2032) 年の目標値になります。

			目標値 (令和14 (2032) 年)					
			市街化区域			都市計画区域		
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
			ヶ所	面積 (ha)		ヶ所	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園		18	6.00	3.23	22	7.21	2.89
	近隣公園		2	4.70	2.53	2	4.70	1.88
都市基幹公園	地区公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	総合公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	運動公園		1	1.87	1.01	1	10.66	4.28
基幹公園計			21	12.57	6.77	25	22.57	9.05
特殊公園	風致公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	動植物公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	歴史公園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	墓園		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	その他		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市緑地			0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
都市公園計			21	12.57	6.77	25	22.57	9.05
公共施設緑地	その他の公園		30	2.37	1.28	41	15.45	6.20
	広場		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
	グラウンド・運動場		1	0.77	0.41	4	9.19	3.69
	街路樹・駅前広場		13	0.97	0.52	21	1.61	0.65
都市公園等合計			65	16.68	8.98	91	48.82	19.58
民間施設緑地*			1	0.31	0.17	20	12.77	5.12
施設緑地計			66	16.99	9.15	111	61.59	24.70
地域制緑地計	農用地区域						934.23	374.67
	地域森林計画対象民有林						212.90	85.38
	保安林区域						1.48	0.59
	河川区域						527.85	211.69
	法によるもの計						1,676.46	672.33
	条例等によるもの						0.00	0.00
小計						1,676.46	672.33	
地域制緑地間の重複						1.48		
地域制緑地計						1,674.98	671.74	
施設・地域制間の重複						14.16		
緑地総計			66	16.99	9.15		1,722.41	690.76
人口	市街化区域 (人)					18,577		
	都市計画区域 (人)					24,935		
面積	市街化区域 (ha)					480		
	都市計画区域 (ha)					3,027		
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合 (%)					3.5		
	都市計画区域に対する割合 (%)					56.9		
都市公園等の目標水準 (市街化区域内人口1人あたり面積)	都市公園 (㎡/人)					6.77		
	都市公園等 (㎡/人)					8.98		
都市公園等の目標水準 (都市計画区域内人口1人あたり面積)	都市公園 (㎡/人)					9.05		
	都市公園等 (㎡/人)					19.58		

*民間施設緑地：社寺仏閣の緑地

5 計画策定の経緯

実施日	事項	内容・結果
平成30年 7月20日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の改訂について ・今後検討を要することについて
平成30年 8月17日	検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の改訂について ・今後検討を要することについて
平成30年10月29日	検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の改訂について ・現況に合った対応策について ・緑の拠点について ・町民との協働について
平成30年11月16日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の改訂について ・街路樹等の今後の対応策について ・平地林の利活用について
平成31年 1月22日	検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の改訂について ・野木町街路樹等再生計画（案）について
平成31年 2月13日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の改訂について ・野木町街路樹等管理ガイドライン(案)について ・住民参加型ワークショップのテーマ(案)について
令和 2年 1月30日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画に関する経過及び今後のスケジュールについて ・野木町街路樹等管理ガイドラインについて
令和 3年 1月19日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民アンケート(案)について ・緑の基本計画改訂版骨子(案)について
令和 3年 6月15日 ～ 7月31日	町民アンケート調査 森林所有者 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・町民アンケート 回収数：362票／回収率：36.2% ・森林所有者アンケート 回収数：18票／回収率：46.2%
令和 3年10月 9日	第1回 ワークショップ	テーマ：「野木町の緑について」 参加者：20名
令和 3年11月 6日	第2回 ワークショップ	テーマ：「これからの野木町の緑を話し合おう！」 参加者：17名
令和 3年11月20日	第3回 ワークショップ	テーマ：「みんなができる緑づくりについて教えてください！」 参加者：17名
令和 4年 1月21日	第6回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・町民及び森林所有者アンケート調査結果について ・ワークショップ結果について ・緑の基本計画の取り組み状況について ・緑の基本計画の改訂に向けた方向性(案)について
令和 4年 7月 1日	検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画改訂版(素案)について
令和 4年 7月15日	第7回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画改訂版(素案)について

実施日	事項	内容・結果
令和 4年 9月21日	検討委員会	・緑の基本計画改訂版(案)について
令和 4年10月18日	第8回 策定委員会	・緑の基本計画改訂版(案)について
令和 4年11月24日	議会全員協議会	・緑の基本計画改訂版(案)のパブリックコメントの実施について
令和 4年12月 1日～ 令和 5年 1月 6日	パブリックコメント	意見等なし
令和 5年 2月 1日	庁議	・緑の基本計画改訂版(案)について
令和 5年 3月24日	議会全員協議会	・緑の基本計画の改訂に係る報告
令和 5年 4月 1日	緑の基本計画改訂版 の公表	

6 策定委員会要綱

野木町緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、野木町緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 緑地の保全及び緑化の目標に関する事項
- (2) 緑地の配置の方針に関する事項
- (3) その他計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者等
- (2) 町議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町長が指名する町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から緑の基本計画の策定が完了する日までとする。

- 2 職名をもって委嘱された者で、任期内にその職を退かれた者は、退かれたとき、解任されるものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員がこれを互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討委員会)

第7条 策定委員会に検討委員会を置く。

- 2 検討委員会は、第2条に掲げる策定委員会の所掌事項の細部に関し調査及び検討を行い、その結果を委員会に報告する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長の承認を得て委員長が定める。

7 策定委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
東洋大学名誉教授	青 木 辰 司	委員長
栃木県森林審議会委員	舘 野 孝 良	副委員長
野木町区長会会長	下 坂 孝	
野木町商工会会長	小 島 三 利	
野木町工場協会会長	在 原 耕 一	
野木町農業委員会会長	黒 須 市 郎	
野木町認定農業者協議会会長	老 沼 利 治	
野木町森林ボランティアグループ	大 森 勇	
花咲かせ隊代表	藤 間 猛 夫	
野木町の自然環境をいかす会代表	川 元 由美子	
野木町議会議員	針 谷 武 夫	
野木町議会議員	折 原 勝 夫	
足利大学名誉教授	増 山 正 明	
造園施工管理技術士	大 沢 忠 夫	
栃木県県土整備部都市整備課長	屋 代 紀 明	
栃木県県南環境森林事務所長	大 金 重 秀	
野木町副町長	真 瀬 栄 八	
野木町産業建設部長	知 久 佳 弘	
野木町町民生活部長	寶示戸 浩	
野木町生活環境課長	小 堀 美津夫	

(令和5年3月時点)

8 検討委員会要領

野木町緑の基本計画検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 野木町緑の基本計画策定委員会設置要綱（平成14年野木町告示第124号。以下「要綱」という。）第7条の規定による野木町緑の基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討委員会は、要綱第2条に規定する事項について、調査及び検討し、意見を付して、野木町緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として第2条の任務が終了したとき、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長、副委員長には産業建設部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 策定委員会の委員長及び主管課職員は、会議に出席することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

別表（第3条関係）

副町長	政策課長	政策課政策推進係長
教育長	産業振興課長	産業振興課農業振興係長
産業建設部長	都市整備課長	都市整備課建設係長
総合政策部長	生活環境課長	生活環境課人権・協働推進係長
町民生活部長	こども教育課長	こども教育課庶務管理係長
教育次長	生涯学習課長	



野木町 緑の基本計画Ⅱ

発行 ● 令和 5 年 3 月

編集 ● 野木町 産業建設部 都市整備課

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571

TEL 0280-57-4161

<https://www.town.nogi.lg.jp/>



町の花／ひまわり



町の木／えんじゅ